

平成30年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 嶋 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治

税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 長 事 務 局	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 長 事 務 局	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） 初めに、私よりお願いがあります。

この後、一般質問を行いますが、一般質問については旭市議会会議規則第62条に、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができると明記されています。

また、地方自治法第132条では、議事に関係のない個人の問題を論ずべきではないとされています。

なお、憲法第51条では、国会議員の議会での発言等については、その責任を問われないと規定されていますが、地方議会の議員においては、このような免責はありませんので、議員各位におかれましては、質問等の発言内容には注意していただき、一般質問を行うようお願いいたします。

◎日程第 1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（島田和雄） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（8 番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） おはようございます。議席番号8番、宮内保です。

平成30年第1回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
通告の順序に従いまして、質問をいたします。

今年の冬は、日本海側では大雪、太平洋側では最低気温を更新するなど、特に東京ではマイナス気温が四十数年ぶりに更新するなど、非常に寒い異常低温ともいえる冬の寒さでありました。そのような中ではありますが、私の質問は大きく3項目、6点の質問を行います。

それでは、1項目めの観光客の誘致について質問いたします。

まず1点目として、観光客の誘致の状況について、平成29年市議会第4回定例会の政務報告の中で、観光客誘致促進については、昨年10月27日に都内で開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向け、大手旅行会社など40社に対し、プロモーション活動を行い、また、千葉県アンテナショップが都内丸の内の商業施設内に開設され、旭市の魅力を広く発信するために、期間中、専用ブースを設け、特産品の販売や観光のPR活動を行い、旭市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めることができたとのことですが、本市の観光イベント事業とは別に、観光目的の観光客はどのぐらいいるものか、また、ホテルや民宿などの宿泊者数はどのぐらいいるものなのか、また、お隣の銚子市と比べてどうなのかお伺いいたします。

次に、2点目として、飯岡灯台、飯岡刑部岬展望館光と風について質問いたします。

この展望館は、県立九十九里自然公園の北部地域の拠点施設として、平成13年3月に整備され、360度の眺望が開け、太平洋の海原や九十九里浜、そして東洋のドーバーと呼ばれる屏風ヶ浦などの雄大な景色を楽しむことができるすばらしい施設であります。

本市にある県の施設ではありますが、多くの観光客が入館しているようでありますが、管理状況と1年間の入館者数をお伺いいたします。

続きまして、3点目として、観光遊歩道について質問いたします。

飯岡漁港そばの海津見神社から刑部岬へと通る遊歩道で、旧飯岡町時代に整備され、かつて銚子に至る陸側の街道に対し、海側を結ぶ銚子街道と呼ばれ、江戸中期から飯岡のにぎわう非常に重要な路線でありました。そのようなことからしても、観光資源としても大変価値のあるものではないかと考えます。

平成26年第1回定例会において、同僚議員が一般質問を行っておりますが、4年が経過して、現在の観光遊歩道の管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目としまして、飯岡刑部岬に設置した希望の鐘について質問いたします。

東日本大震災の発生から間もなく7年を迎えようとしておりますが、震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、復旧、復興のために多くの人々のご支援と友情に対し感謝し、旭市の未来に希望と飛躍を願って、飯岡ライオンズクラブが結成50周年記念事業として、希望の鐘のモニュメントを設置し、復興のシンボルとして、また多くの観光客が来訪することによって観光振興の一助になることを願い、飯岡ライオンズクラブのメンバー全員の総意で設立となりました。

そこで、今後、多くの市民や観光客に楽しんでいただくためには、維持管理が必要ではないかと考えますが、市として協力いただけるものなのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの文化財について質問いたします。

現在の文化財の展示、保管状況についてであります。旭地域が青年の家、市民会館、旧公益質屋、海上地域が海上公民館と民間の倉庫、飯岡地域が飯岡歴史民俗資料館と文書館飯岡分室、干潟地域が大原幽学記念館と干潟公民館脇の車庫の9カ所でそれぞれ保管しているとの状況であります。各展示会場または保管場所の見学者の人数はどれぐらいいるものなのかお伺いいたします。

続きまして、3項目めの震災復興・津波避難道路整備事業について質問いたします。

現在の津波避難道路、横根三川線の進捗状況と整備事業の概要はどのように進んでいるのか、飯岡地区は東日本大震災で甚大な津波被害を受け、飯岡中学校など公共施設や工場、一般住宅など、多くの建物が甚大な被害を受けました。そして、大津波によって14名が死亡し、2名が行方不明と、とうとい命が奪われました。

そして、あの震災から7年が経過しようとしております。そのような中ではありますが、飯岡中学校は内陸部に移転し、すばらしい校舎が完成し、海岸線には連なる防潮堤、また、津波避難タワーは4基が完成し、川には津波遡上が心配されるためのフラップゲートの取り付け工事が着手され、海岸通りの工場や住宅も震災前と同じ場所に建て直されて、着実に復旧、復興は進んでおります。

しかし、旭市復興計画や復興まちづくり計画に予定されています津波避難道路、横根三川線は、一部買収が行われているようではありますが、進捗状況が見えません。この津波避難道路は、海岸沿いの地域住民や海に来た観光客、そして一般市民が、いざという時の住民の命を守るための緊急を要する道路であると考えます。今の状況を見ますと、あまりにも遅れているように感じます。改めて、津波避難道路、横根三川線の整備事業の概要についてお伺いいたします。

以上、3項目6点の質問をいたします。

なお、再質問につきましては、自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは大きな項目1番の観光客の誘致について、4つの質問にお答えします。

初めに、1番目の観光客の誘致の状況について、入込客数と宿泊者数ということでお答えします。

県の平成28年観光入込調査報告書によりますと、イベント等も含めまして216万人の観光入込客数となっております。また、宿泊者数につきましては、調査対象施設14施設で、宿泊者数は11万2,000人となっております。

近隣の状況でございますが、同報告書によりますと、銚子市では観光入込客数が220万人、宿泊者につきましては、調査対象施設39施設で19万9,000人となっております。

続きまして、2番目の飯岡灯台、飯岡刑部岬展望館光と風についてお答えします。

管理の状況と1年間の入館者数についてお答えします。

刑部岬展望館光と風につきましては、平成24年3月まで県より旭市が指定管理を受け、管理を行ってまいりました。現在は民間会社が指定管理を受け、管理を行っております。

現在の管理状況でございますが、毎日1人を施設に常駐させまして維持管理を行っております。

なお、月曜日が施設の休館日となっております。

来場者数につきましては、平成29年は31万8,300人となっております。

続きまして、3番目の観光遊歩道について、現在の遊歩道の管理状況と現在の状況でございます。

飯岡刑部岬の遊歩道につきましてであります。旧飯岡町が観光遊歩道ということで、舗装などの整備を行ってまいりました。現在の管理は、商工観光課で行っております。維持管理としましては、年2回程度、除草作業を実施しております。また、年数回、職員が現地を実際に歩いて調査を行っております。台風シーズンや梅雨の時期、大雨が降った後などには、岩場や地面から水の流れがあり、歩道や階段部分は危険な状況と把握しております。

続きまして、4番目の希望の鐘についてでございます。

維持管理が必要であり、市として協力いただけるかということでございますが、希望の鐘

につきましては、先日の東京からのバスツアーのお客様に対しても大変好評でございました。市としまして、年間30万人における入込客数がある刑部岬に設置されたことから、観光客誘致には有効なモニュメントと考えております。

施設の維持管理につきましては、設置者が行うこととなっておりますが、市で協力できる部分につきましては協力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、文化財の展示・保存についてお答えいたします。

文化財を市民に公開している施設は、旭市文書館、飯岡歴史民俗資料館、大原幽学記念館の3施設でございます。

旭市文書館につきましては、歴史に関する調査依頼や文書閲覧を行っております。平成28年度の利用実績でございますが、調査依頼件数24件、文書閲覧件数は1件でございました。

飯岡歴史民俗資料館の利用実績につきましては、一般入館者数が167名、団体入館者数が176名、合計で343名でございました。

大原幽学記念館の利用実績につきましては、一般入館者数が4,365名、団体入館者数が901名、合計が5,266名でございました。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、ご質問の津波避難道路、横根三川線整備事業の概要と進捗状況についてお答えいたします。

初めに、本事業につきましては、旭市復興計画や復興まちづくり計画の重点プロジェクトの一つとして計画されておりました。復興庁の復興交付金事業として認定を受け、平成25年度から事業を行っております。さらに、平成28年に策定いたしました旭市総合戦略においても位置づけられておりました。市としても早期整備に向けて事業推進しているところでございます。

次に、事業の概要についてご説明いたします。

全体事業費については6億5,700万円で、そのうち5億9,175万5,000円を復興交付金として受けております。

整備延長は、起点が県道飯岡一宮線横根地先で、飯岡中学校の東側を通りまして、終点が国道126号飯岡バイパスの三川地先までの1,300メートルでございます。幅員は両側歩道付き

で12メートル50でございます。

事業期間は、平成25年度から平成31年9月までで、買収予定面積は全体で約1万2,000平米、地権者は40名でございます。

次に、現在までの進捗状況というご質問にお答えします。

現在までの進捗状況につきましては、平成30年2月末時点でお答えしたいと思います。共用延長が飯岡中学校東側の約240メートルでございまして、全体の約18.5%を整備しております。用地の取得率については、地権者40名中20名の50%、物件補償につきましては18件中7件の約39%であります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、観光客の誘致についての再質問を行います。

県の平成28年の観光入込調査報告書によると、イベント等も含めた観光入込客数は、お隣の銚子市と比べてそれほど差がないということであります。宿泊者数については、約8万7,000人ぐらいの差があるということですが、今年も1月30日に飯岡宿泊組合の皆さんが新聞社など報道関係者や各種団体などを招待して、あんこう鍋祭りの試食会が開催されました。また、観光物産協会の第2回あさひ冬の鍋祭りは、参加すれば特産品のプレゼントや東総有料道路の通行券がもらえるなど、いろいろな観光客の誘致促進のためのPR活動が積極的に行われているようではありますが、そのほかにも具体的なPR活動があればお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、具体的なPR活動についてお答えします。

最近のPR活動でございますが、市の観光マップ「旭市ぐるっと巡りマップ」を関東圏内の道の駅や東京ドーム、東京スカイツリーなどへ配布を行いまして、また、併せまして観光情報サイト「週刊じゃらん」へ市の観光情報のページを掲載し、観光客誘致に努めております。

また、旧飯岡町で撮影が行われました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」のロケ地を巡るARアプリを作成しまして、メディア等を活用してPRを行い、観光客の誘致に努めております。さらに、旭市へのバスツアーを企画していただくため、はとバスやクラブツーリズムなどの旅行業者へ積極的なセールス活動を行っております。

1月下旬には、横浜市で行われましたジャパン・フィッシングショーにブースを設けまして、長熊釣堀センターのPRと併せ、旭市の魅力をPRしてまいりました。

現在、テレビ番組の撮影や映画撮影などが本市で頻繁に行われております。それらを活用しまして、ロケ地「旭」としての知名度アップを図っております。

なお、マスメディアへの露出は想像以上に反応があるため、今後も積極的に県や県のフィルムコミッションに旭市の撮影地としての魅力を発信してまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。いろいろな形でPR活動が行われていることがよく分かりました。特にテレビ、映画の撮影などが頻繁に行われているようでありますが、ロケ地としての知名度アップを図ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、旭市は食の宝庫であり、季節によって安心・安全な特産品がたくさんあると思いますが、この特産品を利用した観光客の誘致にはどのようなことが考えられるか、伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 特産品を利用した誘致活動でございます。

旭市には、豊富な食材、農畜産物があり、それらを活用して観光客の誘致に努めております。

先日も東京や横浜のほうからのツアーがございました。飼養頭数全国1位の豚肉を使用したしゃぶしゃぶや、生産量千葉県1位のいちごなどをツアー参加者に味わっていただきました。かなりボリュームのある昼食でございましたが、全て食べ切っていただき好評を得ました。また、いちご狩りでは栃木県からのお客様もいましたが、旭市のいちごのほうがおいしいとおっしゃっていただきました。

当市には、このほかメロンや丸干しイワシ、梨など豊富な食材がございますので、それらを活用しまして観光客の誘致に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） これからも本市の特産品をどんどん使って、観光客の誘致に努めていただきたいと思います。

それでは、展望館光と風について再質問させていただきます。

来場者が、平成29年は31万8,300人であるとの答弁でありました。この展望館ですが、1階は45名収容可能な多目的室、2階はパノラマ展示室があり、年間を通して展示やイベントなどが開催されているようではありますが、具体的にどのようなものが開催されているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、施設を利用する具体的なイベントということでございますのでお答えします。

先ほども回答しましたが、展望館そのものは県の施設であります。市の施設である上永井公園を含めたイベントなどをお答えいたします。

市の中でも眺望がよいことなどから、テレビ撮影やCM、映画のロケ地として多く利用されております。今年の1月だけでも4本のテレビ局の撮影がございまして、2月中に全て放映されております。

イベントとしましては、フラダンス愛好者による交流イベント等が開催されております。

また、展望館1階の多目的ホールは、市の関係ではJAF（日本自動車連盟）や、はとバス主催のメロン狩り体験で、メロンの試食会場として利用しております。2階のパノラマ展示室では周辺の自然や歴史を紹介する資料、イベント等の写真が展示されております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） イベントなどは、あまり何か利用されていないようではありますが、今年の1月だけで4本のテレビの撮影があったとのことでもあります。特に年間31万人もの来場者のある所ですので、市としてもなるべく利用してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この展望館は県の施設であります。市として観光客誘致のために利用する計画はないのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、市で利用する計画についてお答えします。

市としましては、展望館を含む上永井公園全体を観光客誘致に向け、希望の鐘やARアプ

り、モニュメントを利用しながら、引き続き今後もメディアや旅行会社などに幅広くPR活動を行いまして、観光客誘致に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。刑部岬展望館を含む飯岡上永井公園をこれからも、メディアや観光業者に幅広く観光客誘致のPR活動をお願いいたします。

それでは、続いて観光遊歩道について再質問いたします。

遊歩道の維持管理は、年に2回の除草作業を実施しているとのことですが、飯岡宿泊組合の皆様をはじめとして、ボランティア団体7団体の皆様が市長に対して、観光遊歩道についての要望書が出るようではありますが、遊歩道に案内看板の設置や急激な階段箇所への手すりの設置、排水路の改修などが必要かと思われそうですが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 遊歩道に案内看板の設置、また手すり、改修などについてお答えします。

現在、観光客などで遊歩道を利用する方は少ない状況でございますが、一部の方は、それらを利用しまして催しをしていると聞いております。

案内看板につきましては、遊歩道の登り口と下り口に設置しております。

今後も利用者の安全を考えまして、定期的に現地調査や草刈りなどを行っていききたいと考えております。

また、利用状況を再度確認した上で、今後の利用方法や改修などについて研究していききたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 今後も利用者の安全を考えて、利用状況を再度確認した上で、利用方法や改修などについて研究していくとのことですので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、この観光遊歩道は、地域住民や観光に携わる業者にとって、観光や歴史的に見ても大事な観光資源であることはもちろん、いざという時の避難道路としても利用できないものか、また避難道路として整備できないものかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 災害時の避難道路としての利用は可能かということでございます。

遊歩道は急勾配のため、高齢者などの方々の避難路としては厳しいものと考えております。険しい道を下から登るよりは、バイパス方面に避難したほうがより早く、かつ安全に避難できると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 遊歩道は急勾配なため、高齢者の人たちには避難路としては厳しいとのことですので、またどうか、何とかなるようによろしくお願いいたします。

それでは続きまして、希望の鐘について再質問を行います。

希望の鐘の設立によって、多くの若いカップルや観光客が来ることが願いであり、旭市の観光振興の一助になることが目的でもあり、この希望の鐘を大きな観光資源にするためにも、新聞、テレビ、ラジオなどのマスコミを利用してPRできないものなのか、お尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミを利用しましてのPRということでございます。

先日の除幕式の際に、新聞各社から取材もありまして、紙面に掲載していただきました。飯岡刑部岬につきましては、テレビや映画の撮影場所として知名度がありますので、それらの撮影の際には、事業者に対しまして有効に活用できるようPRに努めていきたいと考えております。また、旅行業者に対しましては、シティセールス時に希望の鐘の趣旨などを説明しまして、観光客誘致に努めていきたいと考えております。さらに、市のパンフレットや情報誌などにも掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 先日、2月17日はありがとうございました。

それでは、テレビ、映画の撮影場所として知名度もあり、また市のパンフレットや情報誌等にも掲載してPRをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この希望の鐘を設置した刑部岬は旭市の観光の名所でもあり、太平洋を一望でき、眺めもよく、日本の朝日百選、日本の夕陽百選、そして日本の夜景百選などにも選ばれております。そのようなことから、多くの市民や観光客が来訪するものと考えられます。観光客の安全と事故防止のためには、防犯カメラや防犯灯などの設置が必要ではないかと考えられますが、できるものなのか伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、防犯カメラ、防犯灯の設置についてということでございます。

この施設につきましては、集客数が非常に多い市内有数の観光地に立つモニュメントでございます。これから先、春夏シーズンには夜間の来訪者も予想されますことから、施設の照明につきましては、設置位置や照明の種類などを検討したいと思っております。また、防犯カメラにつきましては、警察などと協議しながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 施設の照明は検討してもらえるということですので、よろしくお願いいたします。また、防犯カメラのほうも、ぜひ設置のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、続いて質問させていただきます。

刑部岬全体は、本市にとって一番の観光資源ではないかと考えます。そのような観点から、飯岡刑部岬展望館光と風、また、観光遊歩道、そして希望の鐘について一般質問させていただきました。今後、市として刑部岬全体の観光開発と観光客誘致をどのように考えているのか、伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、刑部岬全体の観光開発と観光客の誘致をどのように考えているかという点にお答えします。

刑部岬周辺につきましては、県の自然公園区域に指定されておりまして、特別な開発はできないものとなっております。現在の自然景観を保持しまして、自然とふれあう活動の場として活用を図っていききたいと考えております。

刑部岬は、海拔79メートルの屋上展望台から見渡す360度の絶景が満喫できまして、映画

やテレビの撮影などのロケ地にも活用され、年間30万人を超える人気のスポットでございます。そのようなことから、今後も積極的に観光客誘致のためのPR活動を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） よろしく願いいたします。

観光客が年間30万人を超える旭市では、人気の観光スポットであります。積極的に観光客誘致のPR活動をお願いいたします。

それでは、文化財の展示・保管状況について再質問させていただきます。

利用実績や入館者数についてはよく分かりました。ありがとうございます。

平成27年9月の定例会にて、同僚議員の一般質問の答弁で、公共施設白書によると、公共施設活用方針では、資料の大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくというようになっており、今後の方針、予定についての質問に対し、公共施設の活用方針では、大原幽学記念館への集約を進めながら廃止に向けた検討を行っていくとしています。

しかし、具体的な案は決まっていない。検討に当たっては、平成27年2月に設置された史跡大原幽学遺跡保存管理計画策定委員会や文化財審議会などで集約について意見をいただき、現有する公共施設の利用活用についても、併せて検討するとの答弁でありました。その後の検討してきた結果は、どのような展示や保管をしていくのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、飯岡歴史民俗資料館のその後の検討結果についてお答えいたします。

飯岡歴史民俗資料館の検討につきましては、史跡大原幽学遺跡保存管理計画策定委員会や文化財審議会でも意見を求めましたが、具体的な意見はいただけませんでした。現在、飯岡歴史民俗資料館を含めた生涯学習施設については、個別施設計画を策定するため、昨年8月に設置いたしました生涯学習施設整備計画検討委員会において、ご意見を伺いながら検討しているところでございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 生涯学習関連の施設の見直しについては、引き続き現在検討していると

いうことで、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、NPOの団体の皆さんや市民の意見や要望の中で、飯岡歴史民俗資料館について、雨漏り等の修理、資料の収集、展示の見直し、イベント等の企画、ボランティアの協力推進などの意見や要望があるが、市としてはどのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 飯岡歴史民俗資料館につきましては、本市の公共施設の管理・運営費を含めた現状や課題を整理、分析した旭市公共施設白書では、本施設は昭和54年に建築され、築後30年以上経過し、老朽化が著しく、バリアフリーへの対応も不足しており、建物自体に大きな課題を抱えているとされております。

また、資料の保全状態が悪化していることから、公共施設活用方針では、資料の大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくとされていることから、廃止の方向で検討しているところでございます。

展示資料につきましては、他の公共施設へ機能移転をして展示できないか、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 飯岡歴史民俗資料館は廃止の方向で検討ということ、展示資料はほかの公共施設へ機能移転を検討しているとのことですが、この資料館の資料は飯岡地域の歴史でもあり、地域の文化でもあります。そのようなことからして、飯岡ユートピアセンターのロビーなどを利用して、飯岡海岸の浸食との戦いの歴史や飯岡助五郎に対する資料の展示などを定期的にイベントとして開催してはどうか、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） ユートピアセンターのロビーなどを利用しての資料の展示につきましては、市民の歴史・文化意識の啓発や公開展示場所として、定期的な展示物の入れ替え等を含め、関係者の皆様と協力しながら前向きに検討してまいりたいと考えます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ぜひ前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、津波避難道路の再質問をさせていただきます。

整備事業の概要について、詳しく答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

この道路の事業期間は平成25年度から平成31年9月で、買収予定面積は全体で約1万2,000平米、関係地権者は40名との答弁でありました。

それでは、この事業の現在までの進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 現在までの進捗状況ということで、先ほども説明しましたが、もう一度説明したいと思います。

平成30年2月末時点で、工事の延長が240メートル部分、飯岡中学校東側の部分が供用開始されておりまして、全体の18.5%が完了しております。

それとあと、用地の取得率については、40名中20名で50%完了しているところです。

それと、物件補償につきましては、18件中7件で約39%の物件補償のほうの契約等全て完了しているところです。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは続きまして、進捗状況につきましては、平成30年2月末時点で用地の取得率は地権者40名中20名、50%との答弁でありました。

道路用地の取得には建設課の職員の皆さん、大変苦勞しているように思われますが、市民の命を守る、そして緊急を要する道路でありますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今後の予定はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、今後の予定についてお答えいたします。

平成30年度につきましては、残りの用地の取得と併せまして工事のほうを予定しております。約200メートルの道路改良工事を予定しているところです。

また、残りの事業期間が短いことから、用地がまとまって取得できた箇所につきましては、積極的に工事を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、今後の予定では、平成30年度は残りの用地の取得と併せて、残りの事業期間が短いことから、用地がまとまって取得できた場所から積極的に工事を実施するとのことでもあります。積極的に工事を進めることによって、地権者の理解も得られ、用地の取得も順調に進むことを期待いたします。

最後に、事業を進める上での問題点や課題についてお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、事業を進める上での問題点や課題はあるのかというご質問に対しましてお答えいたします。

やはり、用地の取得が最大の問題点でありまして、課題であると考えております。地権者の皆様には、事業の趣旨をご理解いただきまして、粘り強く交渉しております。併せて地権者からのお話としましては、相続、残置、あとは代替地等々の問題があります。その辺のところも、市としてできることはしっかり対応していきたいと考えております。

しかしながら、現在の用地の取得率が50%、半分でありますので、残りの事業の期間内には用地を全て取得して、かつ工事を完成させるとなると極めて困難な状況であります。したがって、関係課と連携を図りまして、事業期間の延長等を国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮内保議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて5点の質問を行います。

先日、市民・住民を守る立場の警察官による_____事件が発生、余罪も十数件あるということがテレビ、新聞などのマスコミで報道されました。逮捕された警察官は、市長の孫だと市民の間では言われています。

しかし、私は、市長をやる方は、都市部ではともかく、旭市のような農家周りでは、地域でも名門の家柄で、道徳的にも倫理的にも高潔な家だと認識しています。そのようなうわさ

の中で、事実でないことを公の場で質問しますと名誉棄損になることも考えられますので、まず、そのことは事実なのか、事実でないのか、全くのうわさなのか、そのようなことがない場合は、1番の質問をやめて2番から行います。

それでは、質問を行います。

まず、大きな1点目は、市長の政治姿勢について。（1）として市民への説明責任についてであります。この事件は、市長の孫によるものなのか。そうだとしたら、どのような事件であったのか。その件に対して市民に説明責任があると思いますが、市長はどのように考えているのか。

2点目は、市民感情と市長の所感についてであります。同じ刑事事件でも、暴力事件や飲酒運転なら慰めの言葉も聞けるでしょうが、この事件は破廉恥な事件であるだけに、誰も口には出せません。しかし、市民の間では、誰も明智忠直の孫とは言いません。市の顔である市長の孫で、とても恥ずかしい事件との声を多くの市民の間で言われています。市長は、市民の声をどのように感じているのか、また、成人した大人の起こした事件だから、孫が罪を償えばそれでよいと感じているのか。

次に、市政運営への影響についてであります。市政に携わる市長は公人です。そして、家族である子ども、孫も、全て市長の子ども、市長の孫と、市長の誰々と冠が付きまします。家族も含め、市長と一心同体だと市民は思っています。

○議長（島田和雄） 高橋議員、しばらくお待ちください。

ただいまの発言ですが……

○20番（高橋利彦） では、全部聞いてください。

今回の事件で、市民感情による市政運営への影響をどのように考えているのか。

4番目に、市政運営の責任について。

市政運営には信頼・信用が大事であり、市民からの求心力がなくなったら終わりです。市政運営をつかさどる市長として、今回の不祥事でどのような責任をとるのか。

大きな2点目は、職員の綱紀粛正についてであります。

職員の綱紀粛正に対して、どのようなことを行っているのか伺います。市役所の職員は、市民の福祉の増進に寄与し、市民の見本とならなければならないと考えます。そのような中で、市民からの声で、役所では数々の事件、事故があったとの話を聞いています。

昨年中の職員による公用車での事故、私用車での事故件数。また、職員同士の不倫による市民を巻き込んだ暴力事件などもあったように聞いています。どのようなことがあったのか、

また、どのように対応したのかお伺いします。

大きな3点目は、三川蛇園線道路整備についてであります。

まず、費用対効果について伺います。

この道路整備は、合併時の新市建設計画に計画され、当時台の上を通るルートであったと記憶しています。今回のルートは、JR部分を通るルートで、トンネル工事に15億円と多額の経費をかける計画です。いつルート変更がされたのか、また、議会での説明はいつ行われたのか、そして、この道路のように大幅にルート変更するということは、理由があると思います。その理由と現在進めているルートで建設した場合と、当初計画を比較した場合の具体的な費用対効果をお尋ねします。

大きな4番目は、道路排水路整備でございます。

(1)として、住民要望の道路・排水路についてであります。住民要望の高い生活道路、排水路の整備が多数あると聞いています。現在、要望のあった道路・排水路は何路線あるのか、またその概算額と平成30年度予算ベース2億円で改修すると何年かかるのかお尋ねをします。

(2)は、要望のあった道路・排水路の対応についてであります。市民から要望のある道路・排水路、今のままでは17年もかかるということです。直近の平成27年度では約25億円、平成28年度では約15億円の剰余金が出ています。また、財政調整基金、つまり貯金が多額にあると言いながら、1として、なぜ市民の要望に応えようとしないのか、その理由をお伺いします。2として、要望に対して実施していない地区ごとの件数と大まかな改修費について伺います。

大きな5点目は、庁舎建設について。

(1)として、庁舎の位置を変更する議決についてであります。

平成28年第4回定例会で庁舎の位置を変更する議決が行われましたが、当時、都市公園の変更について、県などと協議が行われていましたが、結果的に変更が認められたのは平成29年3月31日だと記憶しています。議会の議決には、条件付きの議決はありません。許可がおりるともおりないとも言われている中で、このような議決は違法ではないのか、お尋ねします。

これで、1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

答弁は簡潔に漏れないようお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員に申し上げます。

ただいまの発言は、地方自治法第132条に規定する他人の私生活にわたる言論に当たるおそれがありますので、発言には十分注意してください。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、市長の政治姿勢についてということでお答えをしたいと思います。

身内の不始末にかかわっての私の政治姿勢だということでありますので、4項目にわたっての質問がありました。順次お答えをさせていただきたいと思います。

（1）の市民への説明責任ということでありますが、このことにつきましては、去る2月15、16日と新聞、テレビ等で報道されました。それで市民には十分周知されていることと私は理解しております。

2番目の市民感情と市長の所感についてであります。先日の全員協議会で申し上げましたとおりであります。市民の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしていることを申し訳なく思っております。

3番目の市政運営への影響についてであります。市政運営に影響が出ないよう、誠実に、誠心誠意、懸命に市政に取り組んでいきたいと考えております。

4番目の市政運営の責任についてであります。これからの旭市のまちづくりを総合戦略に沿った事業をしっかりと着実に推し進めていくことが私の責任であると、そのように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、2点目の職員の綱紀粛正の関係と、5点目の庁舎建設について回答させていただきます。

まず、職員の綱紀粛正について、どのようなことを行っているかについてお答えいたします。

一つといたしましては、年度初めや年末年始のように長期の休暇が続く際には、公務員として自覚を持って行動するよう、課長会議等の場におきまして、改めて職員としての態度を正しております。

また、国家公務員倫理委員会からの協力要請もございまして、国や県はもとより、対市民も含め、利害関係の有無を問わず、金銭、物品等の贈与を受けることや供応接待を受けること等のないよう注意を促しているところでございます。

その他といたしましては、国政または地方選挙の執行に際しましては、職員は公務員として政治的中立を確保し、市民の信頼を損なうことのないよう服務規律の確保を徹底しております。

職員に対しましては、さまざまな場面におきまして、規律や風紀を正しておりますが、職員は地方公務員法第30条に規定する服務の基本基準を原則として、全体の奉仕者として勤務しているものでございます。

具体的な質問として、交通事故等が多くあるようだが、その件数と内容、市の対応ということでお答えをさせていただきます。

平成29年度の状況で申し上げますと、現在まで29件報告がされたところでございます。29件のうち、公用車によるものが6件でございます。6件のうち5件は軽微な接触によるもの、1件は追突等による交通事故。自家用車、私的なことでございますが、これは23件の報告を受けております。軽微な接触による物損等が13件、追突等による交通事故といえますか、それが10件でございます。

そして、それについての対応ということでございますが、交通法規違反を伴うものであれば、旭市職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する規程に定める懲戒処分等の判断基準に照らして処分を行うことになります。

直近3年間において、この基準により懲戒処分とした事例はございませんが、文書により嚴重注意を行った事例は2件ございます。

続いて、不倫行為、暴力行為といったようなお話もございましたが、そのような事実があったということは、市としては認識をしておりません。

続いて、大きな5点目でございます。

庁舎建設についてという中で、28年12月19日に特別議決をいただいておりますが、都市公

園等と国の協議、それが時系列として逆ではないかと、条件付きは違法ではないかといったような質問について、回答をさせていただきます。

地方自治法の逐条解説、第96条関係、議決事件の逐条でございますが、その中で、国との協議、国の合意等が留保されている事項についても、少なくとも議決によって団体意思は完成したと見るべきであり、この完成した団体意志と合意等と双方があって法的効果を生ずるということであって、合意等の有無は団体意思とは別であると、そのように記述されているところでございますので、都市計画公園の変更が条件となるものではございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、三川蛇園線整備事業についての費用対効果の中で、路線をいつ変更したのかと、その理由は何だという質問に対しまして回答したいと思います。

路線の変更につきましては、平成22年の第1回定例会において、市道認定の議決を得ております。それで、平成26年10月22日の全員協議会にて、本事業の現状と今後の方向性について説明しております。そういったことで、いつしたのかという始まりは平成22年というふう理解しております。

そして、理由はという質問ですが、現在の計画ルートにつきましては、幾つかのルートを検討した中で、将来を見据えまして、この路線がいいということで、事業路線として行いました。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 具体的な理由は、検討した中で将来を見据えて事業路線としたということです。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 具体的な理由といたしましては、国道126号飯岡バイパスと県道の銚子旭線を接続することによりまして、東総広域農道方面へのアクセスが良好となり、さらには清滝バイパスの開通も予定されていることから、成田鹿島方面への道路網が形成されまして、地域間の交流が推進されると、そういったことが期待されていますと。

それと併せて、現在のルートは、今ある蛇園の集落を通過しないために、集落内への交通の流入が減少して、危険回避にもつながりますと。併せて、地区の住民や鶴巻小学校、それと海上中学校へ通学する児童・生徒の安全が確保されるということで、そういった面でいろいろな効果がありまして、今のルートということで決定したということで理解しております。

それと、費用対効果については、新しい現在のルートで、平成19年に費用対効果の分析結果は出ております。旧ルートではしておりません。

それと次、4番目の……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 旧ルートの試算のほうは、私のほうは承知しておりません。今の新ルートでということ。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 当時は、事業の実施計画というか、そういう細かい金額までは出していなかったと理解しております。新しいルートで事業費のほうの算出はしているかと思っております。

次に、4番目の道路排水路整備についてということで回答したいと思います。

最初に、要望件数ということでよろしいでしょうか。

要望件数については、前々の議会等でもご説明しておりますが、平成28年度末で要望件数は389件、要望を受けております。その中で、今までに完了しているもの、それと一部着手しているものを合わせますと、129件の事業を実施しております。そうすると、389件で129件の完了、または着手ということですので、残りが264件の事業のほうはまだ進んでいないというところでございます。

地区別の話もありました。地区別が、旧旭市が全体で177件ございまして、48件が完了または一部着手ということで、残りの129件、これはまだ未着手でございます。

旧海上地区につきましては、全体で98件の要望がございまして、そのうち31件が完了または一部着手しておりまして、残りの67件がいまだ着手していません。

旧飯岡地区につきましては、全体で42件、そのうち23件が完了または一部着手しておりまして、未着手につきましては19件でございます。

干潟地区につきましては、全体で72件の要望がございまして、完了と一部着手が23件ありまして、未着手の件数につきましては49件と、これはあくまで平成28年3月末現在のデータでございます。

それと、2億円で何年かかるのかといったようなご質問があったと思います。2億円で何年でできるかということ、非常に算出が難しいもので、金額では、年数が何年で終わるというのはなかなか、現場の状況も違いますし、そういった関係で算出のほうは難しいというところでご理解をお願いします。

それと、なぜ市民の要望に応えないのかというご質問ですが、なかなか本来でしたら、今現在でも市民の要望には応えているんですけども、要望を全てできるわけではございません。現場の状況で、前にもご説明いたしましたが、利用状況とか、緊急性とか、そういういろんなものを考慮した中で、整備のほうをやっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で回答のほうを終わります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

新聞報道では、十数件の余罪があると報道されていまして、警察の捜査が進んで、余罪が判明した場合、ますます市政に与える影響が大きくなると思います。

それで、先ほど市長は、新聞で報道されたからということでございますが、千葉県警では、県民に謝罪をしているわけなんですよ。それで、市長としては新聞で報道されたから、あと市民に説明し、謝罪するつもりはないのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の問題、身内といいましても、一代離れている孫ということでありまして、一人の独立した、一人の成人した社会人のプライベートにかかわる問題であります。そういった部分では、先ほど申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう話でございますが、そういう一人の成人したということであれば、県警だって、一人の成人した大人のやったことなんですよ、何も謝罪する必要はないと思うんです。そんな中で、結局この問題について、市長に直接話をする機会が市民にはないわけなんです。そんな中で、市民の間では今、大きな話題となっているわけなんですよ。

それで、近隣の市町村の間でも話題となっておりまして、市民もとても肩身の狭い思いをしたということを聞いているわけですが、議会や、それから課長会議でおわびするなら、一刻も早く市民に対し説明し、謝罪し、市政への影響をなくす必要があると思うんですが、どのように思いますか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今も申し上げましたように、一代離れた孫のやったことであります。私からの謝罪といいましょうか、そういった部分はやるということは控えさせてもらいたいと思います。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦）　これから年度末、年度初めを迎え、小・中学校の卒業式や入学式、また、各種団体の会議がありますが、市長が幾ら立派ないい挨拶をしても言行不一致、また、課長などが代理出席すれば、あのような事件があったから市長は出席しないのかと思われます。どのように対応するのかお尋ねします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　そういったことの影響がないように誠心誠意努めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦）　では、（２）の市民感情と市長の所感についてお伺いしますが、今回の件で市民から直接手紙や苦情の電話は少ないと思います。先ほども言いましたが、破廉恥な事件だけに、なかなか市民は言葉や態度で直接表現することはできないわけです。

しかし、市役所職員、我々議員に対しては別です。いろんな場所で、市長はいつやめたのか、また、いつやめるのかと言われます。市長の思っている状況と市民が思っている状況には大きな差があると思うんです。そういう中で、市政への不信感が増すとともに、市長への信頼感もなくなると思います。市長はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　このことについて、私も非常に遺憾に思っているところでありますし、このことを自分への戒めとしてみずからを律し、誠心誠意市政に取り組んでいくことで今後対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（島田和雄）　高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦）　市長は、大人の孫が起こした事件だから、本人が罪を償えばそれでいいと思っているかもしれませんが、しかし、市民は市長の孫、市政のトップの孫だと思っているわけです。そんな中で、公人は高潔でなければなりません。市長は、今回の事件でどのように感じているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も申し上げますけれども、独立した社会人のやったことということ
であります。私も本当に皆さん方に迷惑をかけているということは感じているところであり
まして、そういった部分を謙虚に受け止めながら、今与えられた10年後、20年後への市政発
展のために頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市民の心の底に残る市政への不信感はますます高まると思うんですが、
一般市民であれば、どこかへ逃げてしまいたい状況だと、ある方が言っていましたが、余罪
もたくさんあるとの報道ですが、余罪が判明した場合、市民感情はますます悪くなると思い
ます。市長は今後、どのように事件の解決を望むのか、お聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁していますように、あくまで独立した一人の社会人として
の事件でありますので、その独立した社会人自身が責任を持って償ってもらいたいと、その
ように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、（3）の再質問をしますが、年度末を迎え、さまざまな事業の
中で、かなりの影響があるものと考えられます。計画を実施するための市民の同意がなけれ
ばならないこともたくさんあります。そんな中で、いろいろな問題が生じると思いますが、
市長はどのように捉えているのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、影響が出ないように、これまで以上に
しっかりと市政に取り組んで、誠実に事業を進捗させていきたいと。市長一人が市政をやれ
るわけではありません。市民とともに、そして議員・職員とともに、協働の力で市政発展の
ために頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長は、何といいましても市の顔なんですよ。ちょっとその辺は無責
任じゃないかと思いますが、いずれにしても、市長は執行の責任者なんですよ。しかし、直

接業務を行っているのは職員です。職員も、市民から市長の孫の関係でいろいろ小言を言われたということをだいぶ言っているわけです。そんな中で、今回の件は協力できないと反対された、計画が思うように進まないと言われたという話をだいぶ聞いているんですが、そんな中で、市政運営に与える影響は、かなりあると思います。その辺を踏まえた中で、市長はどのように感じているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういうことがないように、コミュニケーションをとりながら、しっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと無責任な話ですが、いずれにしても、市長は行政のトップとして計画的に事業を進め、市民の安心・安全に努めなければならないわけであります。

しかし、市長の孫が安心・安全を壊すような_____わけですが、そんな中で市の11月の広報でも、女性に対する暴力をなくす運動を市民生活課で進めていました。市民の間でも、これは言行不一致、やっていることと言っていることが正反対ではないかという話が出ております。このような状況で、市民に与える影響はかなり大きいのではないかと思うんですね。その辺どういうふうに思うのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 事務事業のことについては、やはり担当の所管の課と一緒にあって、そういった事業があれば進捗させると、そのことがやはりトップの責任だと思います。そのことに職員は理解をしていただきたいと、そしてまた、私と孫の責任がどれだけあるのかという部分がありますので、そういった部分もしっかりと、今後とも皆さん方にご理解をいただきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 答弁聞いていますと、全く無責任な答弁になってしまうわけですが、そんな中で（4）についてお尋ねしますが、今までの市長の答弁だと、かなり市民感情とは乖離したものがあるわけですが、いずれにしましても、市民の思いと市長の思いは、だいぶ差があるわけなんですよ。

市長も3期目で、長期の市政運営に携わってきました。そんな中で、市長も市長の家族も

高潔な人だから市政運営を任されたと思うんです。そんな中で、県警では、たまたまその立場にいた上司が責任をとられ、出世にも大きな影響が出ます。大人の起こした事件だからといって、責任を逃れることはできないわけです。市長は、このまま何も責任を感じずに市政の運営に携わっていくのか、お聞きします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これまでも市政の発展のために頑張ってきたつもりであります。これからも総合戦略にのっとりた各種事業をしっかりと進めていくことが市長としての責任だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 組織というのは、やっぱりトップの信頼感がなくなってきたら、何もできなくなっちゃうんですよ。そんな中で、市政運営への不信感、市長への不信感、このような中で、市民の負託に応えられないと思います。我々議員も市民から何をしているのか、何も行動を起こさないのかとよく言われます。県警では、直接の加害者でなくても、直接責任をとられました。市長はどのように責任をとるのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の事案が旭市役所、そして私の直接関与する自分自身の責任問題、そういった部分であれば、しっかりと対応していかなければならないと思いますけれども、あくまで一代離れた孫であります。世帯も別でありますし、そういった中で親の教育、そういった部分が、まず第一にやらなければならないことではないかなと思いますし、そういった部分で私の責任がどこまであるのかということは、今後とも十分謙虚に皆さん方の意見を聞きながら、頑張って市政の発展のために尽くしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 孫であっても、市長の身内なんですよ。しかし、県警の場合は、まるっきりの他人なんですよ。そんな中で、結局上司が責任をとっているわけなんです、いづれにしても、市長は市長として連綿として市長職にしがみつかないで、清くおやめになって、今後の市政に当たっては、市民の審判を仰いだほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（島田和雄） 傍聴人の方に申し上げますけれども、静粛をお願いします。会議中であ

りますので、静粛にお聞きください。

高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私の責任、潔くやめるということ、本当に孫の起こした行動で、あるのかどうかよく研究してみますけれども、今私がやるべきことは、10年先、20年先の旭市の発展のために、全力をもって、今までの経験を生かしながら頑張っていくということが責任だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の職員の綱紀肅正についてであります。平成29年、だいぶ交通事故が多く発生しているわけなんですよ。そんな中で、市民の見本となるべき、また手本となるべき職員がこのような失態を犯していることに、市民に対してどういうふうに感じているのか。また、職員同士の不倫による暴力事件、知らないということですが、それでも職員を指導する立場の総務課長、どのように職員を指導しているのか。

先日も市民からの話を聞き、これは私も愕然としたわけです。そのようなことが許されるなら、市民からの信頼をなくしてしまうわけなんですよ。徹底的に調査し、報告する必要があると思いますが、いかがなのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、事故が非常に多いという中で、どういうふうに感じているかといったようなことでございますが、先ほど言ったように、とにかく報告事故は軽微なものが多いわけですが、多いということは本当に好ましいことではございません。

それからあと、2番のほうの不倫といったような発言もありましたが、とにかく冒頭申し上げましたように、いろいろな場面を捉えて、ましてやそういった事件があった際には、本当に直近の課長会議等でもしっかりと指導をしているところでございます。

そして、最後にあった不倫等のことで、調査といったようなこともございましたが、とにかく私ども、例えば公安委員会とか、そういったことじゃありませんので、まず事実、そういった報告は一切ない中でありますから、そのような調査ということはできませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市民の間でも、また、職員の間でも、この不倫問題が話されているわけですよ。話をされているわけです。

それで、ただいま総務課長は絶対ないということを明言されました。もしあった場合はどうするのか。また、そんな中で、結局これは市長の耳にはこういうことは入っていないのか。いずれにしても、こういうことが起こるといことは、トップの気の緩みがこのような結果になると思うんですが、今後これらのことにどのように対応していくのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま高橋議員、私のほうがそのような事実はないと言っているということでしたが、そのような事実は認識していないと言ったことでございますので、よろしく願いをいたします。

そして、そのような事実があったとすれば、それはもう公務員という前に、人としての倫理、道徳を問われる問題だというふうに考えているところでございます。仮にそのような事実があったとした場合には、それは地方公務員法第33条で規定いたします信用失墜行為に当たるものであるかをまず検討するものでございまして、プライベートにおける行為につきましては、そこに非行があったことの事実の証明、いわゆる証拠が確実でなければ処分の対象とはできません。うわさだけで職員を呼んでとか、そのような調査もできないところでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、そういういろんなうわさが出る、また交通事故が多発するということは、結局トップの気の緩みなんですよ。ですから、今後はそういうことが起きないように、十分指導していただきたいと思います。

次に、三川蛇園線の問題でございますが、トンネルを掘るのにも15億円かかるわけです。なぜ多額の費用をかけてまでルート変更したのか、その目的をお伺いします。

それで、担当課では、この道路の利用メリットと利用者をどのように考えているのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

○20番（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えしたいと思います。

まず、目的についてですが、これも先ほどもご答弁した内容と重なりますが、よろしくお

願います。

この道路ができることによりまして、東総広域農道へのアクセスがまずよくなりますよというのが1点。それと清滝バイパスも開通されますので、成田鹿島方面への道路網が形成されると、地域間の交流がよくなりますというのがあります。

それと、既存集落を通過しないということで、地区内の住民の安全も確保できます。それに加えて、事業の中で排水整備を行いますので、その排水整備を行うことによりまして、蛇園地区の排水問題の解消ができるのかなというふうに考えております。

それと、利用者はというご質問です。将来の利用見込数ということで、蛇園線は一般県道レベルになります。1日当たりの台数は4,000台を見込んでおります。併せて歩道の整備によりまして、歩行者の増加も見込んでいます。この4,000台というのは計画交通量でございます。平成42年を基準にしておりますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これから人口、だんだん減るでしょう。そんな中で42年度に日に4,000台通りますかね。それから、先ほど東総広域農道へ120、飯岡バイパスからと言いますが、中央病院のアクセス道もあるでしょう。まるっきりおかしい答弁しているんですよ。

それから、蛇園の排水路と何が、三川蛇園線に関係あるんですか。排水路は排水路でしょう。道路は道路でしょう。全くいいかげんな答弁しているんですよ。

そんな中で、いずれにしても15億円もかけながら、片や財政的にも今後厳しくなるといひながら、高齢者対策のため、たった100万円ばかりの事業費を削減しているわけですよ。私には、この効果のない事業を行うことは考えられませんよ。自分のお金なら、そのような効果のない事業を行いますか。市長は、こんな無駄遣いを無駄と思わないのか、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この事業については、長年の飯岡と海上の間でのいろいろな事業計画、まちづくり構想、そういった部分の中で取捨選択されていた事業であります。そしてまた、地域の蛇園の皆さん方も部落内を走るということの交通の危険度からいっても、この道路がぜひ必要だというような要望もあります。

そういった中で、費用対効果、そういった部分、きちっとしたものがありませんけれども、今、広域農道から鹿島のほうへ抜ける道路のためには、一番利用率の高い道路ではないかなと、そのように思っているところであります。

また、銚子へのいろいろな連絡道にしても、かもめ大橋、そしてまたこっちの126号、両方からの利用が増えるということは、やはり旭市を経由するという部分もありますし、来旭者がかなり多くなるのではないかなと、そんなような思いで、この工事はぜひ早期に完成させたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 広域農道には、中央病院のアクセス道もあるわけですよ。ちょこっとこっちに来れば。そうすれば、それと同時に、蛇園ですか、真っすぐトンネルを掘らないで、ちょっと曲がれば、今の県道の道路を使えるわけですよ。そうすれば、ただで行けるわけですよ。直線にしたからって何のメリットがあるのか。むしろかもめ大橋、それから東庄の潮止の橋ですか、ここへ行くには、上へ上がったほうが近いと思うんですよ。真っすぐ行って、トンネルを掘ったって、東庄町は、あれは夏目の堰があって、行きどまりなんですよ。むしろトンネルを掘ることによって、デメリットのほうが多いと私は思うんですが、そんな中で、いずれにしても15億円というとてもない金額なんですね。それなら住民から要望のある道路排水路整備なら、例えば1,000万円かかっても150路線できちゃうわけなんですね。そうすれば、既存のトンネルを利用すれば15億円浮いて、市民満足度も上がると思うんですが、どういうふうに考えるのか。

これは課長では答弁できないでしょう。市長、答弁してください。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 技術的な問題については、担当課のほうからお答えをさせますけれども、私自身としては、やはりこれまで相当計画をいろいろ議論してまいりました。今の既存のトンネルへ向けて道路を延長することと、真っすぐにやるということ、そういった部分で、いろいろ議論してきたわけでありまして、まず一番問題なのが、警察のほうの交通の問題であります。交差点の問題であります。そういったこともあるし、今の既存のトンネルの所へはやれないというような方向で、真っすぐな道を着工しようと選んだ所でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴されている方にお伝えいたします。

旭市議会傍聴規則第14条の規定により申し上げます。写真撮影は禁止されていますのでご注意願います。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、4の（1）の再質問をします。

財政課もたくさんの要望を把握していながら、なぜそれらの要望に対して予算計上をしないのか。そして財政課では、予算査定を行っていると思うが、建設課で予算請求してもこれは削られてしまうのか伺いたいと思いますが、また今年度の予算で、建設課では幾ら要求したのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 3点質問がございましたけれども、そのうち私からご回答できる部分について申し上げます。

なぜ予算計上しないのかというのが、まず1点目としてございました。

当然、歳入と見合う形で歳出を作るものでございます。歳入というのは財源でございます。市民からお預かりしております市税、あるいはそのほかの財源を見据えた中で、できる限り市民の要望に応えられるように歳出のほう計上しているところではございますが、市道につきましては全て一般財源で市民生活に関連した道路を造っていく中で、限られた財源をどのくらい配分するかということで行っているものでございますので、ご理解を賜ればと思います。

査定でどれだけ削られるかということにつきましては、内部のことでございますので、すみません、予算編成の過程のことですので、私のほうからはちょっと差し控えさせていただきます。と思っております。

平成30年度の予算の要求につきましても、したがいまして、すみません、予算を作る段階での途中の行為でございますので、そちらも、すみません、ご回答のほうはちょっと差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 予算要求は幾らだったのかというご質問だと思います。

今、財政課長がお答えしたんですけれども、その辺の回答は、お話はちょっと難しいかなと思いますので、すみません。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、何でそういうのが答弁できないのか。その中で、いずれにしたらって、前年度だって決算上15億円も残しているんですよ。それで全く住民要求を満たすことができない。じゃ、お尋ねしますけれども、バランスシートでの道路の試算は現在幾らあるのか。また、税法上での道路の償却年数は何年か。そして、1年当たりの減価償却は幾らになるのか。

また、先日の議案質疑でも修繕委託料に対して答弁がありましたが、10路線と緊急対応用と答えていましたが、そうすると、1年で10路線、そんな中で300以上の路線があるわけですよ。これでは30年もかかっちゃうと思うんですよ。これはどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つかご質問ございましたが、私から答えられる部分についてお答えいたします。

15億円残しているのではないかという、まずご質問がございました。

先日の議案質疑の時にも申し上げましたけれども、15億円剰余金が出ましたのは、結果としてのことでございまして、予算を編成する時点におきましては歳入と歳出ぴったり合うような形での予算編成は技術的にも不可能でございますので、そこはご理解をいただければと思います。

それと、バランスシートのご質問がございました。

28年度の決算の中で、道路の部分の財産でございますが、それについて計算をしております。今ちょっとお待ちくださいませ。

お待たせしました。

28年度決算における道路のバランスシートの中での資産額につきましては238億1,000万円程度でございます。

私からは以上です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 減価償却について、私からということでございますが、バランスシートの中での減価償却につきましては47年という形での計算をしております。

以上です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 30年もかかるのではないかという、私に対しての質問ということになりますでしょうか。

議案質疑の時のお答えと重なってしまうかもしれませんが、路線数が300路線なりたくさんあるというのは、担当課からもヒアリングの際に伺っているところでございます。ただ、その金額の積算については、多種多様の中で難しいという、そういうことも聞いておりますので、年数につきまして一概に単純に計算するというのは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 238億円という、それで耐用年数が47年といいますと、ざっくり言いますと年間5億円ずつやらずやなくて間に合わないわけですね。それが何で、2億円くらい。そうしたら、だんだんみんな先送りになっちゃうんですよ。この計算ですれば、300路線といたら30年もかかるわけですよ。30年かかったら、今40、50の働き盛りの人だって死んじゃうわけですよ。

そんな中で、いずれにしても、大雨や台風シーズンになると市内至る所で冠水しているわけなんです。このような場所を建設課で把握しているのか。住民要望の高い生活に直結した道路・排水路の整備、今後どのように整備するのか伺います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 台風等で冠水した箇所、当然市内は把握しております。冠水する箇所は把握しているんですけども、一時的に冠水するのか、それとも長期的という形になる

ものなのかということもあると思いますが、市内全域、当然台風時には市内をパトロールしますので、把握はしております。

整備の考え方なんですけれども、いずれにしましても、地区からの要望は当然あります。早期対応のほうは当然考えていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしましても、道路施設が市内全体で老朽化している中で、更新時期を迎えているということで、道路維持補修についても道路改良工事についても積極的に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 区長などから要望を受けた場合は、当然、現地調査を行っていると思うんですよ。それは本当に現地調査をやっているのか。それで、本当に調査したのであれば、概略の金額は出ると思うんですが、それをつかませないというのは何なのか。そして、この要望に対しては、区長さん方にどのように回答しているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋議員、今の質問は（2）の再質問でよろしいでしょうか。

○20番（高橋利彦） （2）。

○議長（島田和雄） では、高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 地区から要望があれば、当然現場のほうは確認します。確認して、いろいろな状況を見ます。排水については流末があるかどうか、道路勾配がどうなのか、いろんな関係で、角度から検討はします。そういった形で一概に幾らだというのはなかなか金額のほうは出せない状況なのかなというふうには考えております。

あと、地区の要望に対しての回答はということだと思います。当然回答はします。口頭なりそういった形で回答はします。中には文書でということもございますので、それは当然文書で回答したりしますので、いろいろなケース、ケースで、要望があった地区については誠心誠意回答しているつもりでおりますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） やっぱり要望があったものに対しては、全て文書なら文書で回答したほうが良いと思うんですよ。区長さんも代々かわりますのでね。

そんな中で、概略でも分からないということですが、現地調査をしていればざっくりの事業費は分かると思うんですよ。そんな中で、内容も事業費も全く分からない中で、何年かかるかも分かりません。これでは職務怠慢ではないのか。市では市民からの要望に対して本当

に整備する気があるのか。地区懇談会などの要望に対しては調査などを行っているようですが、市民の要望と地区懇談会の要望を差別しているのではないのか伺います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに現場を見ますと、簡単に金額が出るところはあります。また出ないところもありますので、そういった意味で、なかなか算出は難しいというふうに考えております。

それとあと、地区懇の要望と市に対する要望を区別しているのかという質問だと思いますが、私のほうは一切区別しておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なぜその金額が出ないのか。建設課では今までの事業実績の中で概略は出ると思うんですよ。出ないというのは、何で出ないのか、その意味が分からないんですけど。そんな中で、今度は予算請求だってできないと思うんですよ。

いずれにしても、そんな中で、区長さんは行政連絡員として、市の業務にいろいろ協力してくれているわけなんです。その方々からの要望に対して、ないがしろにしている状態では、市に対しての市民感情がますます悪くなると思うんですよ。

それで今、市長がよく財政状況が旭市はいいと言っているわけですが、財政状況がいい中で、じゃ、今要望のあるこの改修ですか、何年で整備するのか、再度お尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 何年で整備できるかという質問だと思います。

可能な限り早くやりたいというふうには考えておりますが、なかなかそういう状況にはならないのかなと。いろいろ予算等もございますので、緊急性とか、利用度とか、そういう状況を考えながら、整備のほうはしっかり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、緊急性とかなんとか、むしろそれは市で考えることじゃなくて、住民サイドのことだと思うんです。

そんな中で、毎年これだけ予算を余らせているわけですから、そんな中でやったらいいと

思うんです。それで一日も早く住民要望を満たす。むしろほかの新規事業をやるなら、住民要望のほうが大事だと思うんですよ。

そういう中で、あと大きな5番の庁舎建設についての（1）について再質問しますが、議決前の説明では協議中だとの話であったわけですが、条件付きの議決がない中で、この議決が有効だとしたら、自治法のどこに明記してあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

高橋議員、先ほども申し上げましたが、自治法の96条、これ議決事件でございますが、その解釈でございます。

先ほども申し上げましたが、国との協議、国の合意等が保留されている事項についても議決によってその団体の意思は決定したと見るべきですと、そのような逐条がされているところでございます。ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは自治法に庁舎の位置、変更については、変更先の定めのない位置の条例の提案は、瑕疵ある提案ということが明記されているわけなんです。そんな中で、これもし裁判になって、仮差しでもなったら、この工事はできなくなると思うんですよ。そのようになったら市に与える損害は多額になると思いますが、いかがですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自治法に第4条の関係で、市役所の位置の変更については変更先がない議決は無効である、そのように書いてありますが、私ども平成28年12月議会におきまして議決いただいた条例につきましては、従来の地番が旭市ニ1920番地を旭市ニ2132番地というふうに改めるということでございますので、明記してありますので、法律違反ではございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まだこれは許可がおりないでしょう。おりない場合は、変更先のないということになるんじゃないんですか。私はそう思いますよ。たしかその番地はあります。あっても、まだ許可がおりないわけですよ。おりたのは3月31日、この議決はたしか12月末

なんですよ。場所はあっても、変更先がないわけですよ。

そんな中で、今度は地方自治法の改正によりまして、今までは議会の議決がなければ、先ほども損害賠償要求が出るということを話しましたが、今までは議会の議決がなければ損害賠償の責任を負うことがなかったわけですが、今度は裁判の判決が優先になりまして、今度は市長が多額の賠償を負わなければならないわけですが、その辺市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） その損害賠償の前に、高橋議員、何度も申し上げておりますように、例えば国県との合意等が留保されておっても、それは問題ないということでございます。

そして、仮に今回の旭市の関係で申し上げますと、都市計画公園の変更を先に行って、公園区域からの除外または代替公園を定めた場合、この手続きといたしましては、県との事前協議を実施して、市の都市計画審議会で決定することになります。そのようなことで、議会の関与がない中で事務が進められることになってしまいますので、その後に議会でその位置について議決をいただかなければ、都市計画変更の一連の手続きが宙に浮いてしまうといったようなことで、議会の議決のほうを先行したものでございます。

議会に庁舎の位置の変更を提案するに当たっては、その都市計画公園の変更の確実性がとれないままでは提案する意味もなくなってしまうことから、県との事前協議を並行して行ってきたところでございまして、当然県のほうで通知のほうは、事後になりましたが、問題ないですと、そういった内諾を得たということで、当時、ただいま副市長でございますが、何度も答弁をさせていただいたところでございますので、ただいま高橋議員から質問がありましたような、賠償とかそのような問題に至るものではないと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 皆さん方は何をやったって、本当に自分勝手なことしかないわけなんですよ。職員の福利厚生だって自分の都合のいいように考える。今回だって、なぜ住所変更ですか、きちっと県から来た時にやればいいでしょうよ。やっぱり順序を追ってやってくださいよ。それを要望して終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

なお、高橋利彦議員の発言の中で、一部不穏当と思われる発言がありましたので、後刻、

録音データを調査の上、必要な措置を講ずることにいたします。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

昨年12月の市議会議員選挙で、私は地方自治体の役割は、住民の生活と健康を守り、市民に冷たい旭市政から市民に寄り添った市政への変換を進めますと訴えました。その結果、市民の皆さんからご支援をいただき、この壇上にて市当局の方々に市民の声を届ける役割をすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の一般質問ですが、3つの質問事項について取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。新庁舎建設についてです。

2020年のオリンピック開催に合わせて建設資材などが高騰してきているこの時期の建設着工ではなく、先延ばしをして建設の費用削減に資するべきと思いますが、どのような取り組みでいますか。

また、建設工法ですが、熱海市の新庁舎建設はシステム建築という工法を採用して、経費の削減をしました。ほかにもいろいろ工法はありますが、旭市でもこのシステム建設や経費削減を考えての建築方法を採用すべきではないですか。将来の人口減少等の推移を考えてコンパクト化すべきと提起するものです。

併せて、総合庁舎、分庁方式、総合支所方式とはどういう方式かを確認したいと思います。回答をお願いいたします。

そして、現在使用している各地域の支所の役割ですが、今後どのような位置づけをもって活用するのかお尋ねをいたします。

また、建設予定地の文化の杜公園ではなく、もう一度考え直してはどうかと提起します。そもそも文化の杜公園は、どのような理由で造られたのですか、お尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 高木議員、途中で失礼ですけれども、質問を通告順に沿ってお願いします。今ちょっと3番目が後になりましたので、（3）ですか、質問が。4番目が先で3番目が後になりましたので、通告順に沿って質問をお願いします。

○9番（高木 寛） 次に、パブリックコメントが実施されましたが、その結果についてはど

のようなものでしたか、お尋ねをいたします。

この問題については、議会ごとに少なくない議員の皆さんが質問事項として取り上げられています、簡潔な答弁をお願いいたします。

次に、第2の点です。ごみ処理に関する質問です。

現在旭市、銚子市、匝瑳市、3市共同での大型焼却施設建設計画が進められていますが、旭市でのごみ量に見合った焼却炉で旭市単独での建設にすべきだと提起します。この中では、溶融炉方式と聞いていますが、そのような炉が必要ですか。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合での会議の様子がなかなか報告されていないという状況ですが、なぜもっと早くならないのですか。

また、現在旭市では、3R推進宣言のまち、この運動を展開していますが、具体的にこの運動はどのようなものなのか。

次に、第3点目です。国民健康保険についてです。

4月から国民健康保険の財政運営を県に移行する制度改変が行われます。そこで住民が負担する国保税の大幅アップの試算などが明らかになり、不安と警戒が広がっています。国保広域化に伴い、国保加入者と旭市にとってどのようになるのですか、お尋ねをいたします。

高過ぎる国保税が払い切れない世帯が増えて、正規の保険証が取り上げられ、ペナルティーが科せられ、預金や財産が問答無用で差し押さえられます。国保税の滞納と差し押さえの現状はどのようなものですか。そして、滞納されている主な原因はどのようなものですか。

現在の国保税会計の積立金は残高幾らですか。そして、積立金の一部を取り崩して国保税の引き下げに活用することを提起いたします。

以上の3点を質問しましたが、それぞれについて市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、大きな通告項目1番の新庁舎建設について、通告項目では4項目でございましたが、これがさらに何点か分かれておったようでございます。ちょっと答弁のほう長くなりますことをご容赦いただきたいと思います。

まず1点目、建設資材等が高騰しているこの時期でなく、先延ばしをすべきについてお答

えをいたします。

建設資材等につきましては、オリンピックということもありますが、社会状況によって大きく左右されるものでありますので、今後の推移を想定することは難しいものと考えます。

新庁舎建設については、現本庁舎の老朽化や耐震不足などから緊急性を要するものでありますので、基本設計でお示ししたスケジュール、平成33年の開庁を目指して進めると考えているところでございます。

それから次に、システム建築という工法を採用してはということについてお答えをさせていただきます。

システム建築につきましては、報道等によりますと、外壁や床等の材料の選択が限られていることや、用途的には工場や倉庫、店舗等に適した建築工法であることから、庁舎としての事例も少ない状況でございます。現在基本設計を取りまとめているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、（２）でございます。将来の人口減少等の推移を考え、コンパクト化にすべきだと思うがについてお答えをさせていただきます。

新庁舎の規模につきましては、平成29年４月に策定した基本計画の中で、現庁舎の使用状況等の調査結果とともに、市の定員適正化計画を踏まえて、必要面積を１万1,709平米と算定したところでございました。現在、基本設計業務を進めている中で、さらなるスリム化を図るべく、執務室の配置等を検討し、無駄な部分を極力省き、１万800平米まで絞り込んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて、（３）の関係でございます。建設予定地の再考をすべきではないかの中で、文化の杜公園はどのような理由で造られたかについてお答えをさせていただきます。

文化の杜公園につきましては、文化行政の一層の充実を図ることを目的に整備を進めてきた中で、平成７年の阪神・淡路大震災をきっかけに、頻発する災害に対応できるような施設整備のニーズも高くなってきたことから、文化拠点としての公園整備とともに、防災機能も備えた公園として、平成24年４月に供用開始したところでございます。

次に、パブリックコメントの結果というふうなことでのご質問でございました。質問の趣旨は、新庁舎の位置に関するパブリックコメントの結果だと思いますので、そのことについて回答をさせていただきます。

新庁舎の位置につきましては、２回実施しておりまして、１回目は平成26年２月に新庁舎建設基本構想（素案）に対して意見募集を行い、新庁舎の位置に関する意見は97件ありまし

て、その中で、文化の杜公園をふさわしいとした意見は60件あったところでございます。

2回目につきましては、平成26年8月に新庁舎建設位置の検討に対する意見募集を行い、提案者は35人で69件の意見をいただいたところでございました。そのうち新庁舎の位置に関する意見が35件ありまして、その中で文化の杜公園をふさわしいとした意見は18件あったところでございます。いずれにしても、新庁舎の位置としてふさわしいという意見が最も多かったのは文化の杜公園でございました。

続いて、（４）でございます。各支所の今後のあり方といったようなことの中で、総合庁舎、分庁方式、総合支所方式とはどういう方式かといったご質問でございました。

まず、総合庁舎とは、市役所の機能が1つの場所に集約されている庁舎であり、今回建設する新庁舎につきましては、このような機能の庁舎となります。

続いて、分庁方式とは、役所機能を課単位での分割をして配置させる方法で、旧町庁舎を有効活用している現在の本市の状況がこの方式となります。

総合支所方式とは、管理部門や議会機能を本庁に統合し、それ以外の窓口部門や事業部門を各支所で有する方式であり、合併当初の本市の支所機能がそれに当たったかと思えます。

現在使用している各地域の支所の役割についてと、どのような位置づけをもって活用するのかというご質問がございました。

今後、新庁舎の建設によりまして、農水産課、建設課、教育委員会等の組織が新庁舎へ集約され、分庁方式が解消されるほか、公共施設の再編により支所建物の利用形態も変わってきますが、窓口機能につきましては、現状のまま維持をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは2番、ごみ処理についてお答えいたします。

（１）旭市単独での建設にすべきだということでございます。

現在進めています東総地域でのごみ処理広域化事業は、国のダイオキシン類発生防止等ガイドラインの方針を受け、平成10年に当時の3市6町の首長会で広域化を進めることが決定されたものですが、その後の市町村合併を経まして、平成18年に東総地区広域市町村圏事務組合の規約を改正し、現在は東総3市の枠組みで推進しているところでございます。

旭市単独での建設で、また市のごみ量に合った焼却炉にすべきとのことですが、ごみ処理施設の建設費は非常に高額なため、単独市での建設は財政的に非常に厳しくなりますが、広

域で建設、運営することによりスケールメリットが働き、建設費、管理運営費を抑えることが可能であると認識しております。

また、広域で行うことで、より大きな施設規模で24時間運転が可能となり、発電効率も上がり、売電収入も多く見込めております。加えて、震災復興事業の期限である平成32年度までに完成できれば、非常に有利な財源措置が受けられることから、全力を挙げて事業に取り組んでいるところでございます。

もう1点、熔融炉方式ということで、そのような炉が必要ですかというご質問でございます。

広域でのごみ処理方式は、シャフト炉式ガス化熔融方式といいまして、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会において審議、検討の結果、地域特性に応じた多種多様なごみに柔軟に対応できる処理方式であり、さらに埋め立てる最終処分量を可能な限り低減し、最終処分場の負荷を軽減することができることなどの理由から、他の方式と比較してこのシャフト方式が妥当であるとの答申が平成25年3月になされ、組合の事務局ではこの委員会からの答申を尊重し、シャフト方式に決定したものでございます。ですので、広域ごみ処理事業を東総地域で行うに最も適した方式であると理解をしております。

もう1点ございました。東広事務組合の会議の様子の報告がなかなかされないのご質問がございました。

東総地区広域市町村圏事務組合の会議録は、組合のホームページに公開されておりますけれども、議会が終了後すぐに更新するという事はなかなか難しいようでございます。組合議会の様子についての報告ということでございますと、環境課からは何ともお答えできないのですけれども、これまで旭市の議会においては、全員協議会等で組合議員から報告がされているようでございます。

続きまして、(2)市の3R推進運動の具体的な内容ということでお答えをしたいと思います。

市の3R推進の具体的な内容ということで、3Rを推進してごみを減らしていくためにはごみ排出者であります住民や事業者の取り組みに負うことが大きいことから、市として住民や事業者とともにごみ減量化や3Rの推進に取り組んでいくため、昨年10月1日にごみ減量化と3R推進のまち宣言をいたしました。

この宣言は、全ての市民と事業者に3Rの重要性を認識していただき、ごみを限りなく減らしていくことで、環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すことを明らかにしたものの

です。

この宣言に関係しまして、市民と事業者に3Rに取り組んでいただくことを目的に、市民宣言事業、事業者宣言事業という新しい事業を実施しております。事業の内容は、市民宣言では日常生活において、また事業者宣言では毎日の事業活動において、それぞれごみ減量化や3Rを実践する行動に一定の期間取り組んでいただくというもので、詳細の内容の説明は省略いたしますけれども、いずれにしても、市民、事業者がごみ減量化と3R推進に取り組めるように、市として支援をしていくものでございます。

また、1事業者である市役所におきましても、全ての事務事業で3Rを推進していき、例えば紙ごみのリサイクルを徹底するなど、ごみの減量化に努めていきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 私のほうからは、項目3の（1）広域化で国保加入者と旭市にとってどのようなのかと、（3）積立金の残高と取り崩して国保税を引き下げられないかについてお答えいたします。

まず、広域化でどうなるかでございますが、広域化により大幅に変更となる部分は、運営主体が県となりまして、財政運営を県が担い、医療分の保険給付費の全額を県が支払い、市はその原資として保険給付費事業費納付金を納めることになります。

国保の被保険者につきましては、保険証の交付などの各種手続きや保険給付費については従前と一切変わることはございません。

次に、（3）の基金残高と取り崩して税を引き下げられないかのご質問でございますが、まず国保事業勘定の財政調整基金の保有残高でございますが、平成27年度末で4億2,955万3,000円、平成28年度末では4億3,569万円でございます。しかしながら、平成29年度末の残高については約3億円となる見込みでございます。

また、基金を取り崩しての国保税の引き下げについてでございますけれども、財政調整基金の処分につきましては、国保特別会計事業勘定財政調整基金条例により処分の範囲が決められてございます。

内容としましては、疾病等の著しい増加及び経済事情の変動等により多額の経費を必要とする時は処分することができるとされております。例えば災害等により歳入予算が減少した時に補填的に使用することを目的とした基金でございまして、これを取り崩して税の引き下げをすることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうから3番、国民健康保険についてのうち（2）

国保税の滞納と差し押さえの現状について、それと滞納の原因についてお答えいたします。

滞納世帯数でございますけれども、平成28年度末で2,914世帯となっております。

また、差し押さえの状況でございますけれども、差し押さえ等の滞納処分件数ということで、やはり平成28年度末で490世帯、滞納処分を行っております。

次に、滞納の原因でありますけれども、これは本市に限ったことではなく全国的な傾向なんですけれども、その要因として、他の被用者保険に比べ加入者の平均年齢が高いこと、特に65歳から74歳の方の加入割合が高くなっている。また、1人当たりの平均所得の低い方が加入しているということでもあります。また、世帯主課税でありますので、所得の高い他の世帯員がいた場合でも、所得の少ない高齢の世帯主に課税されるということなどが原因として考えられます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席での再質問を行います。

まず、新庁舎建設の件ですが、先延ばしをしてはということなんですけれども、合併特例債を使って37年まで延長ができるということが決まっていますので、財政的にも先延ばしは可能だというふうに思います。まして今、オリンピックという事業を前にして、その関連するかなりの資材が高騰しているというのは報道でされていますが、先延ばしをするということであれば、建設費の経費削減につながるのではないかというふうに考えますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

今やるというふうなことであっても、やっぱり市民の税金、国民の税金を使うということなんですよね。ですから、あくまでも経費削減を目指していただいて、安く仕上がるようにやっていただきたい。

それから、熱海市の市庁舎、ここではシステム工法を採用して、かなり経費が削減されたと報道されています。ぜひ、システム工法だけが最良だとは言いませんが、考えてみてはいかがでしょうか。

取りあえずそこまで聞きます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先延ばしすべきではないかということでございまして、新庁舎の建設につきましては平成17年の新市建設計画におきまして、財政状況を勘案しつつ、早期に新庁舎を建設することとなっておりました。このことから、平成19年に新庁舎建設に向けて検討委員会の設置をいたしました。小・中学校の耐震化対策や3・11東日本大震災による復旧復興を最優先にして取り組みまして、まずは市民の安全・安心を確保してまいったところでございます。

また、庁舎の位置の変更に当たりましては、先ほども高木議員のところでもございましたが、地方自治法第4条の規定によりまして、住民の利用に最も便利であるように考慮しなければならないというふうなことで、大変重要なものでありますので、時間をかけて議会や市民会議、または市民の声としてのパブリックコメント等を実施いたしまして、十分な検討をしてきたところでございます。

新庁舎建設につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、現本庁舎の老朽化、それから耐震性もありますので、現在のスケジュール、平成33年度開庁を目指して進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、システム工法、熱海市で行っているといったようなお話もございましたが、これにつきましても先ほど回答したところでございます。現在、基本設計を取りまとめているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

とにかく高木議員のご意見は、経費削減をしっかりとすべきだということでございます。それについてはしっかりと取り組ませていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2個目、将来の人口は減っていくというふうなことをいろいろ資料では紹介されています。ですから、今の基本計画にある大きさのところじゃなく、もう少しコンパクトにするというのもぜひ再考をお願いしたい、基本計画についてね、そういうことを要求しておきます。

○議長（島田和雄） 高木議員、今（2）の質問に移ったということでよろしいでしょうか。

○9番（高木 寛） はい。

○議長（島田和雄） では、高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

将来人口の減少等を見据えて、コンパクトなスペースということでのご質問でございました。

新庁舎の規模につきましては、先ほど申し上げましたとおり、無駄な部分を極力省いてスリム化を図ってきたところでございます。仮に将来の職員数の減を見込んだ場合には、例えば特定の課を支所等に残して、新庁舎に空きスペースができた段階で、その課が入るといったようなことは、市民サービスの向上と事務の効率化の観点から現実的なことではないと思っていますところでございます。

そのようなことから、現在予定している各事務室のスペースも十分ゆったりしたものではなくて、なるべく詰めてといいますか、ゆったりしたものではないといったようなことで考えておりますし、将来職員数が減って、もし大きなスペースが空くようなことがあった場合には、将来柔軟な利用ができるような講堂のほうも計画しておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、（3）に移ります。

建設予定地の再考をということなんですけれども、先ほどのお答えでは、文化の杜公園が決められたという回答でしたが、いま一度、文化の杜公園の果たしている役割、これをもう一度お願いしたいと思います。

先ほどは防災拠点だとかというお話もありましたが、そういう役割を担った文化の杜公園をなくして新庁舎にするというのは、もともとの文化の杜公園の役割を減らすという方向になると思うんですね。ですから、場所をもう一度考え直してほしいというのが私の発言です。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの高木議員の質問につきまして、どのような役割を持って造られ、活用されておりますかということで、その部分につきまして、現在の状況を含めまして都市整備課よりお答えさせていただきます。

先ほど総務課長のほうからも答弁ありましたが、公園の役割としましては、旭文化の杜公園は、文化の拠点、そして防災機能、これの役割を持った総合公園ということで整備を行いました。

現在の活用ということで、どのような活用をしているかということですが、文化の杜公園は、県の施設であります東総文化会館、それと図書館との一体利用、こういうことで利用されております。また、市民の休息、家族連れでの遊び、健康づくり、イベントなど、多くの目的で利用されているところです。

例えば団体利用の例でいきますと、県主催のさんさんフェスタとか、あとは、あさひ砂の彫刻美術展、中高校生によるサッカーの試合、消防団操法大会に利用などで、広く利用されている所です。

さらに、平成23年3月の東日本大震災の際には、公園の一部を仮設住宅用地として活用した実績がございます。

都市整備課からは以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうからも回答をさせていただきます。

文化の杜公園の機能、役割をほごにする理由といったようなご質問もございました。庁舎につきましては、建設後50年から70年といった長い期間で使用する施設でありますので、市民サービス、文化の中心拠点として地理的条件、周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路等の条件とともに防災規模の整った旭文化の杜公園と庁舎が隣接することで、庁舎の防災機能がより一層向上し、公園の利便性とともに、防災面での相乗効果も期待できると、そのような考えでいるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 都市整備課長のほうのお話で、いろいろこういう実績、やってきましたということがありました。庁舎になった部分は削られるわけですよね。面積が減った中で今までやってきた機能、いろんな催し物もそのまま引き続いてできる面積なのかということですよ。そのことをお伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課よりお答えします。

実際に先ほど言いました中高校生のサッカーの練習とかは、西側の多目的広場という芝生の広い場所で通常やっていたりします。今回の庁舎の建設予定地になっています東側の約1ヘクタールぐらいの部分、芝生を含めた部分ですが、実際には確かに夕方とか行きますと、

一部、中高生たちが自分たちで運動したりはしていますけれども、それはほかの部分でも十分できることだと思います。確かにちょっと面積は減ってしまいますけれども、全くそこが減ることによって今まで使っていた方が使えなくなるということはないと思います。

また、庁舎の建設計画の中で、実際周りをぐるぐる、園路を今歩いている方もいらっしゃると思いますので、その辺は庁舎が建設された後も、同じように庁舎との一体性を持ちました中で運動はできるように、その辺は担当課の総務課とよく調整をしているところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ続いて、（４）の各支所の今後のあり方、利用計画。基本計画では、第２分館は引き続き使用、第２庁舎は解体、海上支所、干潟支所は出張所として引き続き使用、飯岡支所は解体、このように計画されています。

海上支所、干潟支所の出張所とはどういう機能を有しているのですか。具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

出張所というふうなことで、具体的にはどのような機能を有しているかということでございます。

まず、地方自治法の関係で、支所につきましては、その区域内の住民の便宜のため、長の権限に属する事務を全般的に分掌させるために設置するものが支所。出張所といいますのは、窓口の延長としての機能を有する組織というような位置づけがされております。

具体的な事務ということで、ちょっと今、手元の資料が飛びましたが、各支所は現在、各地区に地区区長会がございますので、そういった地区区長会の事務局であったり、当然支所、庁舎がございますので、その管理に関すること、あと選挙等におきましては期日前の投票所であったり、それから日々の業務としては現金の収納等を行っているところでございます。その他、本課等との連絡調整、そのようなことも日々行っているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございました。

それでは、ごみ処理についてお伺いいたします。

先ほどの回答では、シャフト炉式ガス化溶融炉という回答がありました。大型の溶融炉建設というのは経費がすごく高くなりますよね。なおかつ維持管理費も高額になると言われています。

ダイオキシン類の発生を抑えるために、24時間燃やし続けると。それでもごみが足りない場合はコークスを投入して燃やし続けると。それはダイオキシンの発生を抑制するためだと言われていますが、ごみでないコークスまで燃やさなければならないこの溶融炉方式、すごく心配ですよね。経費がかなり高額になる。まさにそのとおりだと思うんですよ。

いろいろ組合議会で話されていますが、経費を削減するために大型化するんだ。そういうことじゃないと思うんですよ。旭市民のお金、税金は少なくなるかもしれませんが、国や上からの補助金などは、結局は私たちの税金なんですよ。旭市民は少なくなるかもしれませんが、国民全体の税金はそこにつぎ込まれるわけなんですよ。だから、大型焼却炉じゃなくて、旭市のごみの量に見合ったということを私は言いたい。

なおかつ、（２）のほうにも影響する質問になってしまいますが、旭市では３Ｒ運動を展開してごみを減らす方向を訴えています。市長も施政方針の項目で、環境にやさしい資源循環型の社会を目指すために、ごみ減量化と３Ｒ推進のまち宣言をいたしました。今後も引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。こう方針では言われていますが、片方でごみをどんどん燃やさなければならない大型の溶融炉を造りながら、片方では市民に対して資源ごみをちゃんと分別する、３Ｒ運動を展開してごみの量を減らそう、そういう運動を展開しながら、片方ではごみをどんどん燃やせ。これでは無駄なごみの焼却になるのではないかと。

今全国でも、ダイオキシンも関係しますが、ゼロ・ウェイスト運動というのが各地で広がっています。このような運動を展開しながらごみを減らして、片方ではどんどん燃やせ、矛盾している方向ではないかというふうに思うんですよ。

市長の先ほどの施政方針演説でも触れられていますけれども、市長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（島田和雄） 一般質問の途中ですが、２時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ５分

再開 午後 ２時 20 分

○副議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 3 Rの推進と熔融炉の問題ということで、相反するのではないかというようなご質問だと思います。

広域化ということをまず申し上げたいと思いますけれども、平成10年に3首長間で合意をしまして、広域化でゴミ焼却場をやろうということになったわけでありまして、そのことによって、税は国でも地方でも同じだとは言われますけれども、各地域によっては予算要求がいっぱいあるわけでありまして、そのことについて、うちのほうでやらなければどこかへいくというようなこともありますし、有利な財源がある時に、焼却炉、各3市とも目いっぱいいいまいしょうか、ほぼ終了といいまいしょうか、焼却ができないような状況に炉がなっているわけでありまして、そういった意味からしても、早急に広域で焼却炉をやろうということになったわけでありまして。

それと同時に、先ほど来話がありましたように、1市でやる場合には環境補助金がもらえない、5万人以下の人口の所ではもらえないというようなこともありまして、広域でやらなければということに当時なったように聞いているところであります。

そういった中で、シャフト熔融炉ということでもありますけれども、最終処分場と焼却場を同一市でやるというようなことが条件になりまして、最終処分場の量がシャフト熔融炉の場合には減るというふうなこともありまして、そういった方向に向かったところであります。

また、3 Rを推進しているのという質問ですけれども、今3市で計画しているゴミの焼却炉は、1日198トンであります。今3市でゴミの量が出ているのが220トンくらいあるわけでありまして。ゴミをどうしても減量していかなければ、今回新しく造る焼却炉でも燃やせないという部分もありますし、ゴミの減量化、どうしても3市ともやっていかなければと、そのような思いで、3 R運動宣言のまちということに踏み切ったところであります。

そういった3 Rを推進していても、資源ゴミにならない部分があるわけでありまして、そういった部分は焼却によって発生する熱を利用し、効率的な発電が行えるよう、間接的でありますけれども、CO₂の排出を抑制し、地球温暖化の防止に貢献するために、より環境に配慮した施設となる予定であります。

そういったこともありまして、何よりも市民みんながごみを少なくしようという共有の思いを作ることが大切だと、そんなような思いでいるところでありまして、それが豊かな環境を守り、将来の循環型社会の形成を目指しているところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市長の答弁、ぜひ実践していただきたいというふうに思います。

話の中でありましたが、（１）の大型のほうの、東総広域組合のほうで決められるということなんですけれども、この間の２月22日に本契約が結ばれたという話は聞き及んでいます。が、実際にどうなのかというか、要するに内容ですね、反対する議員はおられなかったのかなという。そういうことまで、せめて私ども議員だけにでもお知らせいただければありがたい。

ましてこの問題では、テレビでも放映されましたので、議会が終わってから後で皆さんに報告しますじゃなくて、22日にもう会議が開かれて本契約が結ばれた、その時の炉の方針はこうだとか、議員は賛成なのか、反対する議員は誰もおられなかったのか、その辺の話をきちんと旭市議会に対して、東総広域組合のほうから報告していただきたいという要求をしておきます。

それから、市長のお話の中でも、大型だったらという話なんですけれども、小さな焼却炉でもダイオキシンをきちんと防げる、そういう対策をしていれば補助対象にするという、当時の国会での質問に対して担当大臣は答えているんですよね。ですから、大型化にするんじゃなくて、小さな炉でも補助対象にするという答弁が報道されていますので、何も銚子市、匝瑳市、旭市の大型じゃなくてもということを再度発言をしておきます。ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうから、炉の大型化ということで少しご回答したいと思います。

特に焼却炉の大型化をしているということではございませんで、東総広域組合のほうで計画しております焼却炉の規模につきましては、当時策定しました一般廃棄物処理基本計画を基にしまして、直近のごみの排出量の実績から資源化や減量化による削減量などを見込んでおりまして、稼働予定初年度の平成33年度における適正な施設規模、先ほど市長が申しまし

たが、198トンということで決定をしておるものでございます。

3市のごみの量は、平成24年から平成28年、5か年の平均が約6万4,000トンでございます。そのうちの可燃ごみの比率は約80%を超えている状況でございます。3市がそれぞれごみの減量化に取り組んではいるものの、それぞれの市においてはこれらのごみを適正に処理しなければならないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険についてお伺いします。（2）のほうです。

国保税の滞納と差し押さえの現状ということで、先ほども1回目で質問しましたが、広報の昨年12月1日号では、差し押さえ件数、平成29年11月現在というところでは608件になっているんですね。これって先ほどの課長がお答えされた数字とは若干違うというふうに考えます。公表されているのが608件なので、こちらが一番新しい数字だと思うんです。

それで、どういう理由で一番滞納が多いのかということをお先ほどちょっとお答えしていただきましたが、具体的にもうちょっとお聞きしたいなというふうに思うんです。年寄りが多いとか、所得が低いとかというお話をされましたけれども、もっと具体的にね。

というのは、私も昨年秋に市民アンケートを実施させていただきました。その回答の中で、暮らし向きの質問に対して回答が寄せられたのは、苦しくなった、やや苦しくなったと寄せられているんですよ。それは、年金が毎年減って、介護保険は天引きされる、給料は上がらないのに公共料金や税金は上がると。税金を払いたくても払い切れない、こういう市民の皆さんのアンケートが多く寄せられていたんです。ですから、旭市での滞納、これが数字的にどうなのかというのをまず確認したいと思います。

併せて、これは平成28年度だと思いますが、旭市では463件の滞納者への差し押さえがありました。その時、鉾子市では18件、匝瑳市では36件。そういう中で、旭市は463件と、あまりにも多い数字じゃないかというふうに思うんですよ。

旭市民はこういうふうに税金を滞納している世帯が多くて、差し押さえまでされなければならない、そういう世帯なのかどうか、その辺をきちんと原因として行政側の皆さんはつかんでおられるのかどうか。この辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） アンケートの内容について、ちょっと私は分からないんですけど

も、給料が上がらない、それと一方で税金が云々ということで、苦しいというのは税金だけではないということではないかなと思うんですけども。ちょっとそこは答弁について答えるのは難しいと私は考えております。

それと、他市に比べて厳しいという話ですけども、何度もお答えしていますけれども、担税力のある方に対しては徹底的な財産調査、そういうのを行って、払える方は差し押さえ等の滞納処分をやって、税の公平性を確保すると。これは我々税務課職員の職責だと私は考えております。

他市に比べてと言いますけれども、国税徴収法にのっとってやっているわけですので、他市がどのようにやっているかというのは、私は分かりませんが、これだけの差し押さえをやるというのは、正直な話、担当課長として言うのもおかしいかもしれませんが、職員が一生懸命になって税の確保を行っているんだということで、逆に称賛していただきたいと私は思うんですけども。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 税務職員、徴収係の人は大変だというふうに理解はしております。

でも、これは昨年8月1日号の広報あさひです。ここでは「税金の滞納は許しません」という大きなタイトルで編さんされています。

私の所に相談された人がおまして、これはあまりにも市の側として冷たい市政、そういうふうを感じる人が何人かいたんですよ。課長は褒めてほしいような内容の答弁をされましたけれども、これはあまりにも冷たい市政の一端ではないかというふうに私は指摘して、ぜひ市長の回答を求めたいというふうに思います。

併せて、昨年10月30日の東京新聞の報道によりますと、地方税の滞納がありまして、過酷取り立てが行われたと。この人は、30代で離婚して、1人で4人の子どもを育ててきた。家計は大変だと。そういう家庭も容赦なく生活費も全部差し押さえるなんて、死ねと言うようなもの。こんなやり方はむちゃじゃないかというふうにこの女性は新聞報道に答えているんですよ。

旭市ではそういう過酷な取り立て、むちゃな取り立て、そのような案件はないでしょう。ぜひ市長から、市民は税金の滞納を許しません。確かに納税は国民の義務です。しかし、払いたくても払えないような状況があるということをご理解してほしい。ましてこういうふうに広報で知らせる。確かに取るほうからしてみたらそうかもしれませんが、こういう姿勢が、

旭市は冷たいというふうにとられかねないんですよ。

私、滞納することがいいということは全然言っていませんけれども、滞納される原因としていろいろある。それは確かに年寄りとかというのもありますけれども、そういう状況でありながら、滞納されると国民健康保険証が資格証になるとか短期保険証になるんですよ。それだけでもちょっと肩身の狭い思いでお医者さんに行くというような状況が生まれていると思うんですよ。

でも、そういう状況をなくすために、後でも触れますが、ぜひ国保税を引き下げてほしいと。積立金を取り崩して、市民が納めやすいような税額にしてほしい、そういう要望がたくさん寄せられています。市長、この辺どうお考えですか。答弁をお願いいたします。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 「税金の滞納は許しません」という広報、私もうっかりして見ませんでしたけれども、聞きようによっては、少し厳しい部分があるのかなということもありますけれども、先ほど来、税務課長から話がありましたように、税の公正、公平、そういった部分できちっと職員は一生懸命、担税能力を調べながらやっているわけでありまして、その辺はしっかりと理解していただきたい、市民にもそういったようなことを理解をしていただくような説得をしていただきたいと、そのように思っているところであります。

言葉づかいにつきましては、非常に微妙な問題でありますので、少し考慮させてもらいたいと、今後の反省材料としていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ということでありますので、ぜひ市長に気使いをお願いしたいというふうに思います。

それから、最初の質問でもしましたが、積立金の取り崩しですね。私どもは、いろいろ計算しまして、1億3,000万円を取り崩せば、国保加入者1世帯1万円の引き下げが可能だというふうに計算しました。ぜひ担当課におかれまして、そういう状況があるので、ぜひ検討していただきたい、このことをお願いして、一般質問を終わります。

○副議長（伊藤 保） 回答はよろしいですか。

○9番（高木 寛） 回答してください。

○副議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 先ほど高木議員が冷たいということでお話ですけれども、差し押さ

えする何するにしても、滞納処分する際は、最低の生活、これだけの経費が必要だと、それを引いてこちらは計算しています。それも難しいとなれば、滞納処分の執行停止を行うということで、全く生活状況を無視しているわけではありません。そのところをご理解いただきたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、先ほどまた基金のほうを利用して税を下げられないかということですが、先ほども申し上げましたとおり、基金を利用した引き下げというのは、条例のほうで処分の方法が決まっておりますので、難しいと思います。

ただし、国保税の引き下げについてでございますけれども、今回の広域化を受けまして、本議会において、資産割の廃止による税率の改定を提案させていただきました。その結果、資産割を廃止することによりまして、国保税全体が押し下げられまして、減税となっておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 保） 高木寛議員の一般質問を終わります。

休憩中に執行部より発言を訂正したいとの申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から、すみません、発言内容について1点、訂正させていただきます。

先ほどの高橋利彦議員からの質問に対する回答の中で、道路の償却年数を47年と申し上げましたが、正しくは48年でございます。

訂正しておわび申し上げます。

以上です。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（伊藤 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

平成30年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、道路の安全対策について、2点目、海上保育所改築事業について、3点目、学校のトイレについて、4点目、中小企業への補助事業について、5点目、骨髄移植におけるドナー支援制度について質問いたします。

まず1点目、道路の安全対策について、(1)信号機の設置について質問いたします。

昨年12月、地域の皆さんから要望がありました。国道126号線沿いのドン・キホーテの前に横断歩道があります。車の交通量が多く、なかなか横断できません。渡ろうとすると、車の運転手に「危ない」と怒鳴られたとのこと。ドン・キホーテの前はY字路になっていて、大変危険箇所です。旭市としても、信号機の設置は考えているのでしょうか、質問いたします。

(2)踏切の拡幅について質問いたします。

昨年12月、地域住民の方から、倉橋第2踏切が道路より狭く、踏切で車のすれ違いができない、大変危険との要望をいただきました。旭市として、倉橋第2踏切の拡幅工事ができないか、JRに働きかけはできないか質問いたします。

2点目、海上保育所改築事業について、(1)病児保育事業について質問いたします。

海上保育所は、耐用年数を経過し、耐震基準を満たさない上、耐震補強も困難なことから改築整備を行う。改築後は、滝郷診療所と連携し、公設公営保育所で初めてとなる病児保育事業を実施する特色ある施設として整備し、子育て世代の負担軽減を図るとあります。病児保育事業について、具体的にどのようなシステムで受け入れるのか。また、保育所に通っていない子どもさんも受け入れられるのか、質問いたします。

3点目、学校のトイレについて、(1)小学校のトイレの洋式化について質問いたします。

昨年、豊畑小学校に通う1年生の児童の保護者から、トイレが和式なので洋式にならないかとの要望をいただきました。児童は家でも保育所でも洋式トイレでしたが、小学校に入学して和式トイレで戸惑っています、なれないので困っていますとのこと。

私も先日、豊畑小学校のトイレを視察しました。1階の子ども用トイレ、1、2年生が利用するトイレですが、女子トイレは和式が9、洋式が1で、合計10、男子トイレは和式が2、洋式が1、小便器が10となっています。また、体育館のトイレですが、女子は和式が3、洋式はありません。男子は洋式が1となっております。

トイレを洋式にできないか、質問いたします。

また、小学校の洋式トイレの設置状況をお伺いいたします。

4点目、中小企業への補助事業について、（１）ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）について質問いたします。

国の平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案では、ものづくり補助金に1,000億円の予算がついています。生産性向上特別措置法案において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の実現のため市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・特例の措置として、地方税法において、償却資産に係る固定資産税の特例を講じますとあります。

優先採択においては、①事業所の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、②申請書類の中で事業者が計画策定的意思を示していること（その計画が市町村計画に適合すること）が加味されるとあります。

まずは、旭市として固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明できないか、旭市として条例を改正することはできないか、質問いたします。

（２）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）について質問いたします。

国の平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案では、IT補助金に500億円の予算がついています。中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上げ向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援とあります。

優先採択においては、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること等が加味されるとあります。まずは旭市として、固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明できないか、旭市として条例を改正することはできないか、質問いたします。

5点目、骨髄移植におけるドナー支援制度について、（１）ドナー助成制度の導入について質問いたします。

日本においては、毎年約1万名の方が白血病、再生不良性貧血という重い血液の病気を発病しています。そのうち薬で治療がかなわない約2,000名の方が骨髄移植を希望されています。しかしながら、家族以外から提供を受ける場合には、マッチングする方を探し出すのが著しく困難なことから、骨髄移植を希望した患者の約60%しか移植を受けられていないのが現状です。

骨髄移植を希望する全ての患者が移植を受けるためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。ドナー登録者数は、献血併行登録会を開催するなど、関係各所の懸命なご努力により、年々徐々に増加傾向にあり、全国の登録累積数は約47万人を超えるに至りました。

千葉県においても、16年度には献血併行登録会を193回と、14年度の3倍も開催し、年間1,000人を超える方が登録するなど、一昨年7月末において約1万4,000人の方が登録されています。しかし、対象人口当たりのドナー登録割合を見ると、千葉県は5.45%と全国平均の8.29%を大きく下回り、全国42位と低迷しております。

高齢化率の比較的低い大都市を抱える都道府県では、現役世代の割合が高く、その方がドナー登録をするために一定期間仕事を休まざるを得ないことが低迷している大きな要因の一つと考えられます。ドナー提供のための休暇制度がない会社の社員では、自腹で休暇をとらなければなりません。また、福利厚生が行き届かない非正規雇用の場合には、ドナー登録をちゅうちょしてしまうのも無理はありません。

ドナー登録を支援するため、習志野市など県内の一部市町村では、提供者本人及び事業者に対して独自に助成する動きが始まり、実施市としては習志野市、我孫子市、船橋市、千葉市、松戸市、いすみ市、山武市、千葉県も今年度より制度を導入した市町村への助成を開始するに至りました。

人口当たりのドナー登録割合に関して、現役世代、若年層が多く居住する大都市の都道府県がおおむね下位に低迷しているものの、県内全市町で助成制度が実施されている埼玉県においては、人口当たりのドナー登録割合は8.53%で、全国20位となり、千葉県を大きく引き離していることから、ドナー助成制度の効果は顕著なものと思われます。

千葉県における若年層20代登録比率に関しても、埼玉県が19%、全国11位となっているのに対して、千葉県は11.9%、全国27位となっております。ちなみに県、市町村ともに助成制度のない神奈川県は9.6%、全国37位と低迷しております。

そこで、千葉県の助成制度も活用しつつ、旭市においてもドナー助成制度の導入を検討すべきと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、4項目めの中小企業への補助事業について、（1）ものづくり・商業・サービス・経営力向上支援事業補助金及び（2）サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金について回答いたします。

ご質問の固定資産税の特例率をゼロとする意向表明と条例の改正についてであります、中小企業における設備投資の促進については、企業の生産性向上に必要なものであり、旭市の地域経済の活性化に大きな影響があると思われます。今回、国が予算措置した補助金の優先採択の要件には、固定資産税の特例率をゼロとする意向の表明と条例改正が必要となることとあります。

このようなことから、中小企業の設備投資を支援するため、固定資産税の特例率をゼロとする意向表明と条例改正に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから、国道126号線沿いのドン・キホーテ前の信号機の設置についてお答えいたします。

ご質問の場所につきましては、国道126号線を挟んで南側に大型店舗、ドン・キホーテですね、北側には住宅地が広がっている地区でございます。議員ご指摘のとおり、日常の買い物等で国道を横断している市民が多数いらっしゃるものと思われます。

現在この場所は、既に横断歩道が設置されておりますが、道路交通法第38条では、横断歩道で横断しようとしている歩行者等がいる場合には、通過している車両は一時停止し、横断を妨げてはならないと決められているものであります。したがって、本来では信号機がなくとも道路横断は問題ないところではあります、現実的には一時停止する車両は数少なく、また信号機のある交差点を利用するにも、約500メートル以上離れていることや、歩行者の安全と利便性の向上を図るためにも信号機の設置が効果的であると考えられます。

しかしながら、信号機については設置基準等もございますし、場合によっては道路工事の必要性もあることから、道路管理者であります千葉県に現状を説明し、設置の要望をしていきたいと考えております。

次に、（２）の踏切の拡幅についてです。

倉橋第２踏切の拡幅はできないかというご質問に対してお答えいたします。

この倉橋第２踏切の現状といたしましては、踏切部分の幅が、最少部が約3.7メートル、軽自動車でも踏切内でのすれ違いが大変困難な状況であります。踏切前後に車両等が滞留してしまうことから、大型車両の通行を抑制している状況でございます。

ご要望の踏切の拡幅につきましては、ＪＲ東日本にお願いしていくこととなりますが、当踏切は北側部分に県道銚子旭線と接近していることから、道路管理者であります千葉県にも

状況を説明しまして、協議を行う必要があるため、かなり難しいものではあります。

したがって、来年度から踏切付近の車両通行の円滑な通行を図るため、南側市道の部分的な拡幅工事を予定しているところでございます。これによりまして、車両の滞留場所が確保でき、安全かつ円滑な道路交通が確保されるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目２、（１）病児保育事業についてのご質問に
対してお答えいたします。

海上保育所の改築後に実施する病児保育事業につきましては、病児・病後児対応型と体調不良児対応型、この２種類について実施してまいります。

まず、病児・病後児対応型は、病気または病気回復期であることから集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な場合にご利用いただけます。

ご利用までの流れは、保護者があらかじめ市長宛ての旭市病児保育事業利用登録申請書を保育所に提出していただき、その承認をまず受けていただきます。その後、児童が本事業を利用する場合、滝郷診療所、またはかかりつけの医療機関を受診し、症状、留意事項等を記した医師の署名入りの連絡票を作成していただきます。そして、利用申し込み書にこの連絡票を添付して保育所長へ提出していただき、利用していただくという流れになっております。

この事業の受け入れ対象児童は、市内に住所を有する小学校３年生までの児童となります。また、保護者負担として、児童１人当たり、食事代を含み日額１,０００円の利用料がかかります。

次に、体調不良児対応型、こちらは保育所を利用している児童が保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的対応として看護ケア、保育を行うものですので、海上保育所の入所児童に限りご利用いただけます。

こちらは保育中の対応のため、利用料の負担はございません。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） トイレを洋式化できないかというところで回答いたします。

トイレを洋式化できないか、また学校の洋式トイレの設置状況について回答いたします。

初めに、トイレを洋式化できないかのご質問につきましては、これまでも大規模改修時や学校の要望などを随時取り入れ、計画的に改修を実施しており、平成３０年度においても改修

工事を予定しているところでございます。全ての学校のトイレの洋式化を一度に実施することは難しいですが、今後も大規模改修及び学校からの要望などを踏まえ、計画的に進めてまいります。ご質問の当該小学校の要望は実際に学校のほうからも受けておりまして、現状の把握をしております。

次に、洋式トイレの設置状況でございます。トイレの数については、多少の差はございますが、どの学校もトイレの洋式化を進めております。

小学校全体の設置状況は、管理教室棟、特別教室棟、体育館、外トイレ等を含めた数字になります。小学校15校において、和式298、洋式330、計628、洋式化の率としましては52.5%でございます。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは5点目、骨髄移植におけるドナー補助制度について、

（1）ドナー助成制度の導入について、ご質問にお答えいたします。

骨髄移植におけるドナー助成制度は、骨髄末梢血幹細胞の提供者であるドナーの負担を軽減し、骨髄移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供したドナーや、そのドナーの従事する事業所に対する助成制度です。

千葉県は、骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱を定め、平成29年度から助成事業を行っている市町村に対し、助成額の2分の1の補助を行っており、県内では現在7市、先ほど伊藤議員からもお話がありました7市が骨髄ドナー助成事業を実施しております。

ドナー登録や骨髄の提供は、善意の自由意思によるため、個々の理解が必要です。市といえども、骨髄移植を必要とする多くの患者が移植を受けられるよう、助成制度を実施している自治体の制度内容や実績、近隣自治体の取り組みの動向を注視しながら、前向きに取り入れる方向で考えております。

また、県や関係機関等との連携に努め、市民の理解を深めるため、ホームページなどを活用し、骨髄バンク事業の啓発を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の道路の安全対策について、（1）信号機の設置についてですが、千葉県に現状を

話をし、設置の要望をしていただけたということで、ぜひ建設課のほうで積極的に県のほうにお願いしていただければと思います。

要望で、次に移ります。（２）の踏切の拡幅についてですが、こちらのほうもＪＲ東日本へお願いするとともに、千葉県にも状況を説明していく。また、来年度、南側市道の拡幅ということで、それも含めて踏切の拡幅のほうも道路に合わせて、ぜひ強くまた市のほうから要望をお願いできればと思います。

次に、２点目の海上保育所改築事業について、（１）の病児保育事業について再質問させていただきます。

市内小学校３年生までの児童、何人ぐらい、この病児・病後児保育ですけれども、受け入れができるのかお伺いいたします。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 本事業を実施するに当たりまして、看護師並びに保育士の要件がございます。

まず、病児・病後児対応型につきましては、看護師１人につき児童はおおむね１０人までご利用いただけます。また、保育士は児童３人につき保育士１名という基準がございます。

また、体調不良児対応型につきましては、看護師等１名に対し児童２名程度とされている状況です。

ですので、この枠内であればお受けすることは可能という状況です。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

学校のトイレについてで再質問させていただきます。

豊畑小学校のトイレ、１階の子ども用のトイレですが、１、２年生が利用するトイレですが、女子ですけれども、和式が９、洋式が１、計１０ということで、男子につきましても和式が２、洋式が１、計３ということで、特にちょっと数が少ないのではないかというふうに思いますので、低学年の場合、ちょっと無理をすると子どもの具合が悪くなったりしますので、ぜひその辺を早急に対応できればと思います。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 今の豊畑小学校の1階の子ども用トイレの件についてお答えいたします。

今の設置個数につきましては、要望がございまして、現地の状況も把握しております。要望のほうがございましたので、現在検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

また、早急に全小学校のトイレの洋式化をお願いできればと思います。

次に、4点目の中小企業の補助事業について再質問させていただきます。

先ほど市長からよい回答をいただいて、ありがとうございました。

あと、中小企業の（１）（２）のものづくり、それからITのほかに小規模事業者持続化補助金100億円の予算、これは小規模事業者が商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取り組みを支援というのと、もう一つ、戦略的基盤技術高度化支援事業、これはサポイン補助金130億円の予算がついていますが、中小企業が大学、高専等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援するとありますが、その辺の部分も一緒に検討しているのでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、再質問に答えます。

先ほども市長が回答しましたように、固定資産税の特例の率をゼロとする表明と、条例の改正に向けては準備を進めている状況でございます。

これにつきましては、先ほどの2つの補助金も含めまして、今言われましたように小規模事業者持続化補助金とサポイン補助金につきまして、これらも優先採択になることでございますので、先ほど言いましたように、特例率ゼロの表明と条例改正に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） まずは、3月上旬までに早く国へ意思を示していただければと思います。

次に移ります。

5点目の骨髄移植におけるドナー補助制度についてであります。前向きに検討していきたいということで、すばらしい回答ありがとうございます。

ちなみに、来年度、平成30年度より実施の市町村は、木更津市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、大網白里市が実施するとのことであります。ぜひ旭市のほうも早目に検討をお願いできればと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 保） 答弁はよろしいでしょうか。

○15番（伊藤房代） 結構です。

○副議長（伊藤 保） 以上で、伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあした定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分